

興田部倉

造坂手池云々。記云。作坂手池。即竹植其堤。記傳云。万葉十三。鳥綱張坂
 手手遇。とある地なるへし。大和國なり。今も城下郡に坂手村と云われ
 は。其所なるへし。彼哥の路次にうなり。○竹植其堤。記傳云。堤は色
 む意の名なり。字鏡に。坡阪以土壅水也。豆々牟とあり。和名抄に坡堤和
 名豆々三。隈又作堤と見ゆ。かく二典共に。堤に竹を植られし事を記さ
 れたるは。古入はめつらしくやありけむ。とあり。○田部倉。通鑑云。古
 事記云。比之御世定田部。又定後色家。据此則田部與色倉二項。舊讀誤
 と云れたるか如し。記傳云。田部と云物は。役て色家の御田を。佃らし
 ひる料に。定置る。民の部なり。りて。租税を出すには。其田を已か田として佃
 り。されは。其御田は。漢國の古へは。いはゆる井田の法にて。公田を耕りしと似
 たり。されは。其御田は。漢國の古へは。いはゆる井田の法にて。公田を耕りしと似

の佃れる勢の代には。其内を分て賜へるか。或は免さる。さて色倉は。垂仁記
 二十に既に於て。そくに記傳の説を引て云るか如く。美夜氣のものと。官所
 のことなるか。古は國々處々。朝廷の御田ありて。かの田部と云者を
 役ひて佃らしめて。其御田は成れる稻穀を。藏むる御倉。及其官倉をも
 合せて。美夜氣と云ひ。又其御田をも色合せて。常に美夜氣と云り。置
 あり。分て云へは。倉と田と官所となりて。置きて重胤云。御田色倉の起りは。神
 代は天照大神の御營田を定めさせ玉て。耕種らしめ玉へる。朝夕の大神
 饌の料の色田是なり。古事記には。天照大神之營田と有り。下に引る令の
 官田を。宮内省式には。營田とも官田とも。通ひし書る是なり。古には凡
 て。天皇尊等の供御の御田を。別に定させ給ひて。殊に甚しき物に爲さ
 せ給へり。其は仁徳天皇紀に。額田大中彦皇子。將掌後色田及色倉。而謂
 其色田。司出雲臣。祖源宇宿禰云々。と有る。後直吾子籠を召て。令問給ひ

けるに。傳聞之。於_二纏向_一玉城宮_二御宇天皇之世_一。科_二太子大足彥尊_一。定_二倭_一也。是時勅旨。凡_二倭_一也。田者。每御宇_二帝皇之屯田也_一。其_二皇_一之子。非御宇者_二不得_一掌矣。と對へ奉れるを以て。供御の屯田をしも。甚止事なき物に。爲させ御在し坐ける。古風を見る可きなり。田部は。屯田を作る部の民を云ひ。屯田司は。其屯田を所任_レれる者にて。天上ある天_二邑_一君の如く。屯倉は。其苗子を収むる食康を云なり。孝徳天皇紀に。改新の詔有て右の屯倉を罷られたれども。猶官田を被置たり。田令義解_二。凡_二畿内置_一官田。大和攝津各三十町。河内山背各二十町云々。と有り。職員令官内省義解_二。官田。謂_二供御_一。稻田。分置畿内者。名爲官田也。と有て。被省の主る所なり。官内省式に。凡_二省管田四十町_一。大和國九町。山城河内二國各八町。攝津國十四町云々。凡_二省管田稻踰_一年之後。不_二供御_一云々。凡_二管田_一收納帳云々。凡_二管官田者云々_一。と見え。内裏式に。十一月奏_二御宅田稻數_一式と

有て。御宅田刈稻事申賜_二半止_一云々。内國乃仕奉_二御宅田合_一若干町。得_二稻若干束_一云々。仕奉_二留事_一申賜_二止_一申。と見えて。儀式にも十一月_二奏_一御宅田稻數_二儀_一と見えて。其式の嚴重なるを以ても。右に謂ゆる玉城宮の古儀なむ。偲はしき事なりける。太神官式にも。凡_二神田四十六町一段_一。大和國宇一段云々。右神田如_二件_一。割_二度會_一。五町四段。二町四段。太神官。三町度會官。令_二管_一。司_二管_一。種_二收_一。獲_二苗_一。子_二供_一。用_二太_一神官。三町。并_二度_一會官。朝夕之_二儀_一。自_二余_一依_二當_一土_二依_一。實_二租_一。充_二供_一。祭料。と有て。神野三町。神田右の如く。四十六町。余有_二と雖_一も。其は唯_二供_一。祭料として給ひ。供_二御_一の神田は。僅に五町四段許を以て充たるは。古の倭_二屯_一田の如くして。極めて重く爲さ。と云れたり。さて此紀よて。令_二諸國_一とせ給ふ事にて。神廷其儀一なり。と云れたり。さて此紀よて。令_二諸國_一とあれど。記には倭屯倉の事のみを記せるなり。かくて孝徳紀二年の文によるに。當時群臣の賜はりて。私に有てる屯倉も多くありつるか。大方此孝徳天皇の御世に。古の御制度をは。多く廢られて。何事も變りぬれは。屯倉と云もの。大方此時より絶ぬらむかし。さて後よは。たと徒に此彼の地名よのみこれり。○興。といあれと。此時始てにはあらざ。

元來ありし物あるを。更に増などして。多く定められしなるへし。記に定とあるも即其趣なり。

五十八年春二月辛丑朔辛夷。幸近江國居志賀三歳。是謂

高穴總宮。

辛夷は。十一日なり。○志賀り。倭名抄近江國滋賀郡是なり。今も志賀と云地もあり。野は。南は勢多の川より。北は比良山の北。萬葉以下の歌に多くよめり。○

高穴總宮。記傳云。此宮の地は。神明鏡よ。今の志賀寺是なりとあり。姓

氏録に。志賀穴太村主と云姓もあり。朝野群載十一に穴總驛みゆ。其文云

下近江國云々。今日發遣於越前國云々。差件人。今も穴太村と云あり。京より等。至穴太驛家云々。延喜二十年三月廿二日。今も穴太村と云あり。山中越へ越る間なり。高と云は。高き地なる由か。はた宮號よ稱へたるよもあるへま。

六十年。冬十一月乙酉朔辛卯。天皇崩於高穴總宮。時年一

百六歳。

辛卯は。七日なり。○一百六歳。通證に。延佳曰。按上文垂仁三十七年立

為太子。今百六歳崩。則所謂卅七年者未。生以前也。古事記作。壹佰參拾

漆歳者。得實乎。景禎曰。垂仁三十七年。太子年廿一。九十九年天皇崩。時

年八十三。贈年改元。而六十年崩。乃年為一百四十三矣。と云り。大日本

史にも。水鏡曰。年一百四十三。蓋據本書立為太子。年二十一之文。推也。

然本書舊事紀。並曰一百六歳。本書前後矛盾。故不書享年。とあり。かに

かくに。今定めては云ひかたし。井上頼國云。景行天皇六十年。紀元七百九

に依りて。倭姫の事を疑ふもあれど。其は。末しき。云へし。實に百六歳にまさる。垂仁天皇の五十四年の降誕にて。同天皇の三十二年。母后日葉姫崩御の二十二年後の降誕となる。之を疑はざる如何。此百六歳の子は。北野本日本紀に分注とせり。然れば本文は既く欠きたるを。後人の私に注せる

事著し。其は垂仁紀に。三十七年立爲皇太子。時年二十一とある。本文は。其二年。前十五年二月に宮に入まじりて。景行天皇の御母兄五十瓊敷入彦命あり。と雖。兼ふへき事なし。之に據りて。崩年を推せば。百四十三歳とある。本紀は主と。日本紀に據りたる書なるに。百四十三歳とありて。實は廿五年。また後倭は。天皇との間に御姉あり。之を廿四年の誕生と假定す。是は廿五年。爲し。物忌父母と。神官の制。素幼童を奉任せしむ。然れは幼稚の童女を物忌と爲し。五歳にて齊宮と爲り。朝原内親王。皇子内親王。三歳にて齊宮と爲り。爲れども。數多あれど。神祿詳ならざる故に。之を奉げず。此他煩し。けれ。仁(第二皇女。母皇后狹穗姫と注せり。之は忌部の古傳にて。實を得たるよし。同書の新注。及。備後説等。云へり。之に依るも。亦疑へき事なし。と云り。此説に依らば。一百六歳は誤とすへし。

稚足彦天皇

成務天皇

周易繫辭に。夫易開物成務。冒天下之道也とあり。

稚足彦天皇。大足彦忍代別。天皇第四子也。母皇后曰八坂入姫命。八坂入彦皇子之女也。大足彦天皇四十六年立爲皇太子。年二十四。六十年冬十一月。大足彦天皇崩。

稚足彦天皇。記云。此天皇娶總積臣等之祖。建忍山垂根之女名弟財郎女。生御子和阿奴氣王。此紀に。此天皇の御子を載せず。仲哀紀には。稚足彦天皇無男とあり。記の傳へは上よも云る如く。日本武尊の御子と。互に入錯れる傳なれとも。記の方と正しとして説へし。さるに。彼段に。娶總積氏忍山宿禰之女弟橋媛。生稚武彦王とある。總積氏忍山宿禰は。此

の建忍山垂根の事なるへく。弟橘媛は。弟財郎女の混へるなるへく。生
 坐る雄武彦王とあるり。和訶奴氣王を混らして。日本武尊の御子と傳へ
 たるものなるへし。記傳にも此を論ひて云れけるは。其紛れと云は。彼
 者建王の御外祖父と。書紀は德積氏忍山宿禰とあると。此王の御外祖父
 と姓も名も同く。又御母の名も似たるうへに。王の御名も。和訶多氣と
 和訶奴氣とは。たゞ多と奴との異なるのみなればなり。さて此を記によ
 りていはく。彼倭建命の後。弟橘比賣の御父。忍山宿禰には非ざるを。此
 天皇の忍山垂根の女弟財郎女を娶て。和訶奴氣王を生坐る其御母と。御
 子の名の彼弟橘若建と似たるから紛れて。書紀には誤りて。忍山を彼弟
 橘比賣の父とし。此和訶奴氣王を。彼若建王のこととして。此天皇には
 御子なしとせるものなり。書紀に依ていはく。若此天皇に御子坐ました
 らむには。必其御子は御位を嗣坐へきに。倭建命の御子の嗣坐るを以て

思へは。此天皇より御子坐さる傳への方や正しからむ。とも云へけれと
 倭建命は。景行天皇の妹なる大御愛子に坐て。誠になへてならそ。世に
 勝れたる御威徳坐まして。父天皇の詔も。是天下則汝天下也。是位則
 汝位也。なともあれは。たゞひ成務天皇の御子は坐ましたらむにても。
 御位は。必彼命の御子の嗣坐へき故とありけらし。又此和訶奴氣王は。
 早く薨坐しも知かたし。されは倭建命の御子の。御位を嗣坐るを以て。
 此天皇に御子坐ますとは。決めかたき事になむ。と云れたるさる説
 ともなり。但し記傳には。書紀に依て。記を誤として見られたる説をも。此
 は記の方を正しと。此二の傳。何れの方か正しからむ。決りたるたしと云れたれと。今
 して定めつる。○母皇后。本には皇字腕せり。今並河本中臣本永享本
 等に據て加へつ。○四十六年。景行紀には。五十一年八月とあり。此と異
 なり次に云。○立爲皇太子。本は此も皇字腕せり。今考本信友校本。集
 解本に从ふ。○年二十四。年下考本に時字あり。集解本にも通證に。立爲

太子。景行紀爲五十二年。延佳曰。按成務在位六十年百七歲。推之則天皇以景行十四年生。而景行五十一年。則三十八歲也。とあり。されど此も後も一の傳なれば。輒く改むべきにあらず。本のまことにありぬへし。

元年春正月甲申朔戊子。皇太子即位。是年也大歳辛未。

戊子は。五日なり。○即位。大日本史云。水鏡愚管抄皇年代略記。並曰時年四十九。皇代紀曰四十八。未知就是。○記云。若帶日子天皇。坐近淡海之志賀高穴穗宮。治天下也。舊事紀に。都志賀高穴穗宮。此紀には遷都のこと見え。景行天皇五十八年に幸て。此宮よて崩坐しより。此天皇も御後^{ミコノノサト}に侍ひ坐りしか。即て其宮に坐せしなり。

二年冬十一月癸酉朔壬午。葬大足彦天皇於倭國之山邊道上陵。尊皇后曰皇太后。

壬午は。十日也。○山邊道上陵。此地の事。崇神天皇の山邊道上陵記山邊道上陵之岡上記山邊道上陵の下に云り。諸陵式に山邊道上陵。日向代宮御宇景行天皇。在大和國城上郡。兆域東西二町南北二町。陵戸一烟。今澁谷村と云にありと聖跡圖志陵基一隅抄等に云り。此御陵の事。なわかナカの勾カサ之岡上御陵の處に云り。考合をへし。○尊皇后云々。この事舊事紀には。元年即位の下に係たり。さて此御世には皇后の事見え。

三年春正月癸酉朔己卯。以武内宿禰爲大臣也。初天皇與武内宿禰同日生之。故有異寵焉。

己卯は。七日なり。○爲大臣也。記傳云。大臣は意富淤美と訓へ志。古の大如記大此訓へさて大臣と云號は。師も云れたる如く。後世の如き官名には非ざ。たゞ臣と云に大といふ美稱を加へて。尊み賜へるにて。連姓の人に

大連と云號を賜へると同去。大連も官名に非ず。故に此号は連姓の人の
 記に大縣主。續紀に大國造。されは此號は。古へは何れの御代にも。臣姓
 の人に限れり。建内宿禰は。いまた姓氏を云ふこと見えされとも。其子孫の
 姓は必しも。姓に若たる戸ならん。さて此號は此を始に。此後書紀に
 見えたるは。雄略卷初。以平群臣眞鳥爲大臣。以大伴室屋物部連目
 爲大連。これ大臣大連と並へ置れしこと。大臣大連相並ひて。政を申せり
 と云れたるは。動かざる説の如くなれど。公卿補任にも。武内宿禰爲大臣。
 正統記にもしか。な不よく考るに。此大臣は。後に大臣大連と相並ひたる
 大臣にはあらず。舊訓オホイマチキミ。オホイマチキミ。オホイマチキミ。によりて。意富麻閉都岐美と訓
 へし。又オホキマヘツキオホキマヘツキ。オホキマヘツキ。オホキマヘツキ。古へ天皇の御前に候ひて。天下の大政奏し
 臣等を。麻閉都岐美と申せり。前つ公の和名抄に大臣の訓。於保伊万宇
 智岐美。太政大臣を於保万豆利古止乃於保万豆岐美。とあるも舊稱より

れるなり。マツチキミは。マヘツキマヘツキ。マヘツキ。マヘツキ。の音便に類れたる唱なり。その物に見えたるは。神武紀に侍臣
 天種子命とあり。また天孫本紀に。宇摩志麻治命。與大神君祖天日方奇
 日方命。並拜爲申食國政大夫とあり。其後宇摩志麻治命の子孫。相繼
 て大夫として大政を申しけり。かくて。垂仁天皇の御世には。此紀二十五
 武津川列。彦國尊。大鹿島。十千根武日。五大夫とあれば。此五人大政を
 奏しよこと。さて景行天皇御世命。武内宿禰爲棟梁之臣。とあるは。此
 宿禰既く麻閉都岐美として。大政に任奉りしか故に。諸臣の上より位を置
 給へるなり。此事此事。此事。此事。前記に云り。かくて此時。寵のあまりに。なほ其麻閉都岐美の
 稱の上に。大と云言を加へて。於保麻閉都岐美と命せ玉へりしを。漢字
 に大臣とは書たりしなり。上に云ふ如く。マヘツキマヘツキ。マヘツキ。マヘツキ。は。侍臣とも大夫と
 也。然書きたりしなり。以されは。此時のは美稱のみにて。官名の始にはあ
 らざる事。記傳に云れし如くなれど。なほ此を意富滋美と訓ては。此宿

彌此時既に臣の尸あるか如し。其子等の子孫。皆臣姓なれと。此人いま
 た臣と云しことものに見ゆ。いた此時已に大臣と云稱始まりたらん
 に。相繼て其後御世々々にも。大臣とさへき人。必ありぬへきを。雄略
 天皇御世まで。年餘なり一人も大臣に補されし人あらぬは。いかなる事
 にか。此宿禰長壽にて。仁徳天皇の御世の未まで。大臣にてありしと見て
 も。なほ其次の御世履中天皇より。雄略天皇のはしめまで。凡百年許
 なれり。其間大臣のなかりし事疑ふへし。仍て思ふに。大臣の始は。雄略
 天皇の御世の事にて。其以前に大臣の稱はあかりしなり。履中天皇二
年。平群、木菟宿禰、蘇賀、滿智、宿禰、物部、伊弉、佛、圓大使主共執國事とあり。此人等執國事とさへあるに。或内宿禰の子等として。木菟宿禰、滿智宿禰等。大臣と爲られざるもいかなり。雄略天皇御世。大臣とさるも疑はし。さて眞馬は。此時平群臣とあれり。始て臣姓を賜りて。さてそれにつけて。大臣の稱をも玉へるものとおもわれたり。然るを此成務紀なるを。公卿補任

に。大臣之号於此而起。また正統紀になとあるは。古の事をもしらぬ後
 の意もて。記せるものなれば。證とせるに足らざる。此は大連の事を。歷運
 記に。仲哀天皇始置大連と書れたるに同じく。皆後人の書るものなれ
 は。必あさむかると事勿れ。大連の号は。大臣よりは舊し。其は連と云ふを。大伴氏物部氏玉ひし事のいさふるかりけ
れは。其尸に就て。大連とは稱へるなり。彼履中天皇の御時の。物部伊弉佛は。大連とあるよても知るへし。なを大連の事は別に云つれば。此にははよけ
 り。○同日生之。集解云。按單同生日非同年也。仁徳天皇與木菟宿禰。
 漢高祖與蕭何。則同年同日生也。とあるはいとよろしき説なり。此大臣天
 皇と同年月日の生れなりと見ては。更に年紀合ひせ。解くへきよしなし。
其よしはな 通證に。今按武内之生。見景行三年紀。爲巡察使見二十五
下に云へし 年紀。据上文則天皇之生當二十三年矣。然則同日者。謂支干適同也。と
 あるもいか。此御世などよ千支あるへくもあらざる。

四年。春二月丙寅朔。詔之曰。我先皇大足彥天皇聰明神武。

膺錄受圖。治天順人。撥賊反正。德侔覆燾。道協造化。是以普天率土莫不王臣。稟氣懷靈。何非得處。今朕嗣踐寶祚。夙夜兢惕。然黎元蠢爾。不悛野心。是國郡無君長。縣邑無首渠者焉。自今以後。國郡立長。縣邑置首。即取當國之幹了者。任其國郡之首長。是為中區之蕃屏也。

膺錄受圖。集解に。文選東京賦曰。高祖膺錄受圖。順天行誅。綜曰。膺錄謂當五勝之錄。受圖卯金刀之語。善曰。春秋命曆引曰。五德之運徵符合。膺錄次相代。濟曰。膺當也。錄五勝之錄也。圖河圖也。とあり。○治天順人。活板中臣本治を治に作る。永事本には。此は治字の訛りなるへし。考本には治に作れり。此もいかに。なほ本のまゝにてありぬへし。○覆燾。蜀志

五年秋九月令諸國以國郡立造長。縣邑置稽置。並賜楛矛。

に。覆燾無燾とあり。小爾雅に。燾覆也とあり。さらは舊訓と非なり。○稟氣懷靈。文選謝靈運傳に出。良曰。受氣懷靈謂人也。とあり。○蠢爾。通證に倭名抄蠢訓無久女久。字書動擾貌。とあり。○國郡立長。次に立造長とある是なり。○縣邑置首。次に置稽置とある是なり。○幹了者。推古紀に軌制。孝德紀に明直。などよめり。通證に長々也と云れたる義なるへし。吳越抄五。をさくしと。万葉古今。また物語等。をさくしと云るは。是なり。さて令義解。了慧也。とあり。○國郡之首長。上。國郡縣邑を云へれど。こゝは國郡に縣邑をよめたる文なるへし。○中區は。中洲と云るに同じ。○蕃屏。通證出。左氏傳僖公。又書康王之誥。乃命建候樹屏。樹以爲。とあり。本にカクレと訓るは。隱屏の義なるへし。非訓なり。

以爲表。則隔山河而分國縣。隨阡陌。以定邑里。因以東西爲日縱。南北爲日橫。山陽曰影面。山陰曰背面。是以百姓安居天下無事焉。

國郡立造長。縣邑置稽置り。去年の御制の。此時に被行たりし者なり。記云。定大國小國之國造。亦定賜國々之塚。及大縣小縣之縣主也。とあり。記傳云。大國小國とは。たゞ國々を云ふこと。文に云るのみなり。紀の文をひたぶるに漢とまに書なされたる故に。國造縣主など云名は見えざれとも。實に此記の如く。國造縣主の類を。定め賜へる謂なり。右の文中ある造と。稽置とのみは古の号にて。其他は皆た。意を得て。漢文に書れたるものにして。國郡縣邑などあるも。皆漢文あり。古の實の名には非ず。たゞ意を取て。文には。舊事紀なる國造本紀と云物。國々の國造を舉たるにも。多く此御世に定玉へる事を云り。さて國造と云物を。此時初めて定

玉ふには非ぞ。是より先にも有つれども。此時に更に廣く多く。定賜へりしなり。さて國造とのみ云て。是に其同類の君直列稽置なども包たり。凡て伴造國造など云るも。國造に此等を包て云るなり。皆國々にある御臣なればなり。大縣小縣の大小。大國小國の例と同く。たゞ縣々と云むか如し。縣主は。倭國內なるを始め。國々に在る縣を掌れる者の号。神武天皇の御世。さて此も國造君直列などの類なるものにて。日代宮段に。自其餘七十七王者。悉列賜國々之國造。亦和氣及稽置縣主とあり。さて此に縣主を定玉ふとあるも。初めて此職を置れたりとは非ぞ。かの國造を定玉へると同じことなり。と云れたるか如し。さて國郡立造長とあるは。右の定大國小國之國造とあるにあたり。縣邑置稽置は。定賜大縣小縣之縣主とあるにあたり。國郡とはあれとも。當時永郡の名目あらざ。郡を定められたるは。孝徳天皇の御世より始まれ

るよとなれば。孝徳紀に見たり。類聚國史にも。延暦十七年の紀に。昔藤原
 の文に。野司と云者の見えたるは。例の撰者。此紀に其より以前の巻々に。郡
 とあるの當骨の稱に非を。たゞ撰者の文なれば。守に拘るへからざる。訓
 もコホリとは訓へからざる。コホリと云は。古より有し名にはあらず。され
 は此は引合せて久通と訓へし。並仁紀に出してすて云へり。造長をも二
 守にて。美也郡古と訓へし。長守の添た。縣邑もたゞアガタなり。さて置
 稻置とのみありても。縣主君直別などをもてめたる文なること。上に云
 るか如し。○稻置。重胤云。國郡は縣邑を管たれば。其任重き故に造長を
 立られ。縣邑は唯降階を以て定むる程に。區分たる地なるに依て。其長
 として。稻置を置せさせ給へるあるが。稻置は稻君なるへし。其邑里の
 首として。其田租を貢進る司と通ゆれば。右の邑君に同じきを曉る可し。
 首は大人なり。其稻置を稱よ公望私記曰。祭今祝長也。と有る祝守心得す。一
 本に祝と有り。職員令に。主祝寮云々。粟倉原。出納。諸國。田租。春米。碾。磨。事。と見

えられたれば。諸國郡に。田租を國衙に納る人を祝長と云しにや。久安百首に。
 降積も白旗の重は。稻長の如比の毛衣乾と見えけり。と有る此稻長は。農民
 の長なりと聞ゆれば。右の祝長此に近し。大嘗祭式に。齋野に。至りて。後總の
 事を主ると。稻置下郡と云ふを思合す可し。通證には。村長也と有れども。私
 に改めたる者を見。○並賜。楯矛云々は。其職に任せ賜ふ印の物を爲て賜
 へるなり。其起本は。かの天神の伊弉諾伊弉册尊に。此國土を依し玉ふ
 時。天瓊矛を賜へるをはしめとして。天照大神の御頸玉。皇孫尊の三種
 の神寶をはしめ。みな其地其職を依し玉へる時。印の物を賜へるか古の
 道なり。○隔山河而分國縣。記云。亦定賜國々之環。序に定境開邦。制近遠
 記傳云。上代の國境の御制は。細なる事は詳に知かたけれども。古書と
 も一事にふれて。往々見えたる趣に就て考るに。後世の如く際やかなる
 ことを無かりつらめ。大方に元よりも。國々の界限などもありはし
 けんを。此御世になほ又。慥かに定め玉ひしなり。此より先は。環もな
 かりしを。初めて定賜
 非す。此後にも。姓氏録に。坂合部大彥命之後也。允恭天皇御世。造豆國

境之標。因賜姓坂合部連。また孝徳紀に。大化二年詔宜觀國々壇。或書或圖。持來奉示國縣之名。來時將定云々。また天武紀十二年遣伊勢王云々等。巡行天下。限分諸國之境。然其年不堪限分。十三年遣伊勢王等。定諸國境。また續紀十三に。天平十年令天下諸國造國郡圖進。など云事見えたり。漸よそ精くなりけしとあり。○隨阡陌以定邑里。通證云。孝徳紀方字訓多々佐與己佐。萬葉集云。多々佐爾毛。可爾母與己佐母。倭名鈔南北曰阡。私記曰多知之乃美知。東西曰陌。私記曰與古之乃美知。前食貨志。秦孝公用商鞅。壞井田。開阡陌。南北曰阡。東西曰陌。とあり。さて邑里二字。これも引合せてムラともサトとも訓へし。これを邑と里と二に見る説は。當時の意よあらざ。集解に。按此制不知幾家爲邑。幾居爲里。蓋邑則今村。里則今鄉也。と云れたれとよろしからず。○日縦日横。養老私記に。日縦比乃多都志。日横比乃與古志。萬葉集に。日經日緯。此緯をスキヤセよの緯。是は宜しからず。高橋氏文に。日豎日横。陰面背面乃諸國人乎割移天

云々○山陽山陰。山南爲陽。山北に負て。南の打開けたる地なり。山北爲陰。山を南に負て。北の方打開けたる地なり。○影面背面は。字の如く影つ面背つ面なり。影乃日影なり。背は日よ背けるより云るなるへし。さて通証に。袖中抄に。後門云世登。又云曾登。世曾通。今俗謂門外爲曾登。是也。と云れたり。さて通証に。此の東西を東山道。東海道。西海道。南北を南海道。北陸道。山陽を山陽道。山陰を山陰道。と注されたるは非なり。集解に。按此制謂東與西。名爲縦。謂南與北爲横。謂陽爲影。謂陰爲背。是以東西南北陰陽。列稱而爲縦横影背也。萬葉藤原御并歌曰。青香具山者。日經乃大御門。美豆山者。日緯乃大御門。青管山者。背友乃大御門。吉野乃山者。影友乃大御門。是經緯背影即東西南北也。於國則東山道東海道。西海道等。國則縦。南海道北海道等。國則横。山陽道國則影。山陰道國則背也。と云れたるのいとよろしき説なり。

四十八年。春三月庚辰朔。立甥足仲彥尊爲皇太子。

甥。倭名鈔爾雅云。兄弟之子爲甥。和名乎比。通証に今按乎比男生也。と云るはかほつかなし。○足仲彥尊。本に尊字あり。中臣本集解本信友按本等に據て補へり。○爲皇太子。舊事記。甥足仲彥尊爲皇太子。大足彥天皇皇子。日本武尊第二皇子也。とあり○此より先。此御世の四十年に。倭女王卑彌呼と云もの。使と遣えて。新羅にゆかしめし事。三國史記新羅阿達羅王か二十年の條に見えたり。正史とは。年代の相違はあれとも。姑く此に書して致に補ふ。倭女王の事既に云り

六十年。夏六月己巳朔己卯。天皇崩。時年一百七歳。

己卯の。十一日也。○天皇崩時年一百七歳。記云。天皇御年玖拾五歳。乙卯月十五大日本史天皇崩下に。本書曰一百七歳。古事記曰玖拾五歳。注云。

乙卯年三月十五日崩。水鏡云。一百九。按本書紀首。書景行帝四十六年爲皇太子。時年二十四。姑從此文推之。則九十八歳然其文難據。說見上。今以景行紀五十一年立爲太子。年爲二十四。算之。則九十三歳。皆與百七歳不合。今無所取決。故不書。とありな記傳にも。此年紀の注なる乙卯年ハ。此紀にては四十五年なれば。十五年の差あり。又月も日も合はそ。

日本書紀卷第七終

永享本終字なし。但、永享本には、景行紀の終に、此七字ありて。此の成務紀を以卷第八と爲り。今本と異なり。

日本書紀通釋卷三十三

飯田 武 郷 謹撰

日本書紀卷第八

足仲彥天皇

仲哀天皇

集解云。謚法曰。恭仁短折曰哀。註體恭質仁。功未施。按蓋簪錄曰。古帝謚號無不有意義本據者。仲是伯仲之仲。不應配謚。云々とあり

足仲彥天皇オラシナカウ。日本武尊ニホノフタヒラニノミヤコ第二子也。母皇后オノノミタチノイリヒメ曰兩道入姫命。活目入彥ミツイリヒコ五十袂茅天皇之女也。天皇容姿端正ミカサキウツクシニ。身長十尺ヒトツツエ。稚足彥天皇ワカシマサ四十八年。立爲皇太子ヒツギノ。時年三十一。稚足彥天皇ワカシマサ無男。故立爲嗣シメテト。六十年天皇崩。明年秋九月壬辰朔丁酉。

葬于倭國狹城盾列陵。盾列此云多那美

母皇后。通証。今按景行紀作妃。此書曰皇后。蓋追尊之號也。とあり。○
 十尺。景行紀一文をヒトツエと訓る。同し。雜令十尺爲丈。○爲皇太子。
 本に皇字脱たり。今永享本集解本に從て補ふ。○時年三十一。本に細註
 とせり。今集解本據古本改に从ふ。但し三十一にては。一年の違あり。さて此
 天皇の御年の事。集解云。按天皇之生。後尊崩三十九年許。而立太子歲
 與崩年算合。蓋紀年有所誤。宜存疑。不可強解。岡屋闕白建長二年四月
 四日記曰。終日國史沙汰。仲哀天皇御年齡事也。古既有此疑可知也。と
 あり。所に云る事あり考へし。○明年。永享本よなま。さらし葬も其年の
 内。在とさへけれど。恐く誤なるへま。○丁酉。六日也。○狹城盾列陵。
 諸陵式。狹城盾列池後陵。志賀高穴穗宮御宇成務天皇在大和國添下

郡。北城東西一丁。南北三丁。守戸五烟。と見ゆ。續紀十に。從楯波池。飄風
 忽來。吹折南苑樹二株。即化成雉。とある。此池の後。よて。後とは北邊を云
 る謂なるへま。また京より遠き方を云るか。若然らば此平城宮の平城の
 西なれば西邊なり。と記傳に云り。陵墓一覽。添下郡山陵村とあり。大
 和志に。解廢存常福寺超昇寺二村。山陵志に。狹城崎也。今超昇寺村西北
 爲山陵村。實是山阜岬岨。而有四池。々皆南北縱列云々。所謂盾縱字借
 也。とあり。皆本書に就て見よ。記傳。右の池後を北邊なるへし。と云れた
 るはたかへり。此池は神功皇后の陵の邊ま
 で直む。いと大きなる池にて。皇后のを。或に盾列池上とあり。其標は池
 方にあたり。は池後南なること着明し。此陵とももの所在。記傳は甚く
 誤られたれは。自ら其方位をも。かと思ひ。せむは。此御陵。里人の石塚と
 なり。此等の事。其地をよ。北知らん。人は知ぬへし。此御陵。里人の石塚と
 云。それより北の方。字五社神と云塚。即神功皇后の御陵なり。其間。池
 あり。續後紀十三に。承和十年云々。搜撫圖録。北則神功皇后之陵。南則成
 務天皇之陵。世人相傳。以南陵爲神功皇后之陵。偏依此口傳。每有神功

皇后之崇。空謝成務天皇陵。今日改云々。とある今世の方位によく叶へり。
此を記傳に。方位合はずとて。かにかくに云れたる説とも。すへて叶はず。あ
は委しくは神功皇后の神陵の下に云へし。

元年春正月庚寅朔庚子。皇太子即天皇位。秋九月丙戌朔
尊母皇后曰皇太后。冬十一月乙酉朔。詔群臣曰。朕未逮于
弱冠。而父王既崩之。乃神靈化白鳥而上天。仰望之情。一
日勿息。是以冀獲白鳥。養之於陵域之池。因以覩其鳥。欲
慰願情。則令諸國俾貢白鳥。閏十一月乙卯朔戊午。越國
貢白鳥四隻。於是送鳥使人。宿菟道河邊時。蘆髮蒲見別王
視其白鳥。而問之曰。何處將去白鳥也。越人答曰。天皇
戀

父王而將養狎。故貢之。則蒲見別王謂越人曰。雖白鳥而燒
之。則為黑鳥。仍強之奪白鳥而將去。爰越人參赴之請焉。天
皇於是惡蒲見別王。無禮於先王。乃遣兵卒而誅矣。蒲見
別王則天皇之異母弟也。時人曰。父是天也。兄亦君也。其慢
天違君。何得免誅耶。是年也大歲壬申。

庚子十一日也。○皇太子。本に皇字脱したり。今永享本集解本に从ふ。
○秋九月。或注云。秋九月以下十四字後人加筆。按兩道入姫皇女者。不在
皇后也。不在皇后。則未見追尊皇太后之例。或云。尊母兩道入姫當為
皇后。然未詳其故也。とあり。さる言ひなり。○朕未逮于弱冠。而父王既崩。
禮曲禮に。二十曰弱冠。とあるによらは。前紀の時三十一と云る符はぞ

いかと。信文云。此の詔に因て。享年を正さへしと云れたり。さることな
 り。されど正さへきよしなき。謂て正さむとする時は。此あたりの年代。す
 まむものなき。其まよひてあらんより。上古の。○化白鳥而上天。本に而字な
 る。永享本中臣本考本等にあるに从ふ。○陵城之池。永享本舊事紀池を地
 に作る。古の山陵には。池を掘て廻まければ。此も其池なるへし。されり
 地とあるは誤なるへし。さて冠字考に。此の白鳥を鶴のことならむか。出
 雲國造神賀詞に白鶴の生貢とあるをも。しらすりと訓へければなり。と
 あり。されど池に養給ふとあれば水鳥なるへし。万葉九。白鳥養坂山
 云々。此はたゞ鷺は白き鳥なる故。かくつづけたるとも云へけれど。お
 ろふに鷺の一名を。白鳥とも云しか。からふみ詩疏に鷺謂之白鳥。と云
 ることもあり。後白智鳥を。即白鷺ありと云説もあり。かたゞ鷺とし
 て見る時は。此の陵城之池に養神け玉ふたもよまあり。さて此池は。倭本

る御陵のてとにやありけん。記傳に云れたり。○閏十一月。閏初て記
 中に見えたり。此事は上古曆日考に云ひおけり。閏を古今集時日記等
 年記四年は閏五月とあり。○戊午。四日也。○越國貢白鳥四隻。通證に。説文
 雙鳥一枚也とあり。さて式越中國婦負郡白鳥神社よまあるか。○菟道河
 邊。山城國宇治郡也。○蘆髮蒲見列王。記の後建命の御子等の段に。又娶
 山代之女々麻毛理比賣。生御子足鏡列王。一云々足鏡列王者。鎌倉之別。小
 津石代之別。漁田之別。祖也。とあり。紀に此御子なきり。脱たる傳なり。其
 故は蒲見列王。即此王にて。御名の傳の聊異れるなれりなり。此は天皇之
 記しならら。其御兄弟を舉たる中に舉ざる。舊事紀には。御子等の段に。筆
 は。前後合はす。故脱たるなりとは云なり。舊事紀には。御子等の段に。筆
 敬電見列命。電口君等祖とあり。此王なり。名義蘆髮蒲見とも詳ならそ
 して宿菟道河邊時云々とあるは。此王御母。山代國の人なれり。其御奇
 たる坐けらし。と記傳に云り。さて記に。小津石代之別。記傳に云。かくの

如く地名を二重ねたる姓は。記中に例なければ。國名を連ねたるは別なり。小津の下に。君宇腕たるか。何れにまれ。小津君一の姓なるへし。次引る舊事紀に。尾津君あれなり。はて小津といふ地名は。彼此にある中。此は神名帳に。近江國野洲郡小津神社あり。此地などにやあらむ。姓も他に考なし。石代は。紀伊國日高郡の磐代か。此も詳ならず。姓も考なし。漁田之列漁字の決て寫誤也。然れども何字の誤ならむ。考ふべきたつきなま。た舊事紀は。稚武彦命。尾津君。揮田君。武部君祖とある。稚武彦命は。例の御兄弟の間の紛れにて。此揮田ならんか。尾津君も由あれはなり。但し此もおほつかなくはあれと。他も考無く。漁田にて如何とも訓へき由なければ。姑く布伎多と訓てあるなり。なほよく考へしとあり。さて舊事紀に。竈口君これも考ふし。地名の。大和國城上郡に。今釜口長岳寺あり。これらよしあるか考へし。○父是天也。神武紀に兄猾獲罪於天。など

あるは同じく。漢文を潤色れるなれば。其意を得て訓へき外なし。次天のの天も同。故カミと訓つ。○兄亦君也。永享本兄下是字あり。○慢天。違君。永享本に。違天背君とあり

二年春正月甲寅朔甲子。立氣長足姫尊為皇后。先是娶叔

父彦人大兄之女大中姫為妃。生麩坂皇子忍熊皇子。次娶

來熊田造祖大酒主之女弟媛。生子譽屋別皇子。

甲子の。十一日也。○氣長足姫尊は。本紀に詳に見えたり。此時御年廿四に坐たり。○叔父。本にオトヲチと訓るは。神功紀釋名に。仲父之弟曰叔父。とあるに依れる訓なり。されど其の後の事也。たゞヲチと訓へし。○彦人大兄。信友校本に。大兄下皇子二字あり補へし。訓にオヒ子とあれと。此の論あり。此御名の太兄の。記に大枝とも大江とも書たれば。オ

ホエと訓へし。記景行段に。又娶伊那毘能大郎女之弟。伊那毘能若郎女。生御子真若王。次日子人之大兄王。とあり。又娶倭建命之曾孫名須賣伊呂大中日子王之女。訶具漏比賣。生御子大枝王。とある。即日子人之大兄王なるを。御母の紛れ。因て。別に一柱となれること。記傳に説あり。下に出る。故大中姫は。此大枝王の女と爲て出せり。記傳云御名義人は大人の意なり。上の日子の子は遊の韻ある故。首を人と云る例もあり。と云り。大兄は舒明天皇の大御父の御名をも。押坂彦人大兄皇子と申し。履中天皇は。大兄去來總列。安閑天皇勾大兄。用明天皇初御名大兄皇子。又山背大兄王など。其外もあり。書紀私記に。昔稱皇子爲大兄。又稱近臣爲少兄也。宿禰之義取於少兄也。と云り。されど此御名の。其義にはあらず。地名あるへしとおもはる也。しか云よし。記に大枝王とも。大江王とも書たればあり。大兄の紀中いつれも。オヒ子と訓例にて。此

をもしかよみたれと。記に據は然は訓かたし。大兄去來總列天皇をも。記には大江と書たり。此も地名なり。委しくは勾大兄の御名の下よ云を見るへし。さて景行紀に此御名無きは脱たるなり。記傳云。此は五百木入の姫五百木入日子命の御孫中日賣命と。仲哀天皇の姫の大中姫と。御名同り。とあり。姓氏録に。茨田勝。景行天皇皇子。息長彦人大兄瑞城命之後也。舊事紀に。息前彦人大兄水城命。とあり。息前は息長なるへし。○大中姫。記云大江王。上よみは大枝王とあり。即此王娶庶妹鏡王。生子大名方王。次大中日子人大兄王の事あり。此王娶庶妹鏡王。生子大名方王。次大中日賣命。故此之大中比賣命者。香坂王忍熊王之御祖也とあり。此大江王は上よも云る如く。景行天皇倭建命の曾孫。須賣伊呂大中日子王の女。訶具漏比賣に娶坐して。生ませ御子なり。此は誤の傳ふはあれ。此訶具漏比賣の事。記に倭建命乃御子等を擧たる處よも。御子若建王。娶飯野真黑比賣。生子須賣伊呂大中日子王。此王娶柴野比賣。生子迎具漏比賣命。故

大帶日子天皇。娶此迎具漏比賣命。生子大江王。とあり。此に依れば。曾孫
 とは迎具漏比賣を云なり。大中日子王を云ふは非ず。然るに曾孫名はと
 は中ころより。然心得誤りて。語傳へたるか。はた彼處より一世を脱せりか。何
 れは。故方よりいへば。倭建命の玄孫なりかし。さて景行天皇の此訂具漏比
 賣を娶たるも云は。雖も孫ふことなるを。今熟考るに。此は傳への此訂具漏比
 賣に依る。但しなほたりて。六十年に天皇崩坐る。其年は倭建命の生坐るより。
 四十九年にあたりければ。いまた曾孫は。あるまじく。假令ありとも。婚はかりに
 は。長り期ふまじければ。年代違へり。然れども。凡て書記の年紀甚く違へり。
 事とも彼此ありて。既に倭武命の御年百三十七歳とあるを。倭建命を若き御時
 の御子とすれば。百歳の子を生例も。上古には此彼あはれはなり。然れども。不
 然るに。非し。まづ曾孫は二世を隔つといへども。なほ御未なれば。婚坐
 るに。いかん。あらむ。彼同は。兄弟の如きを思はる例を思へば。此らも思はるべ
 き。さう。もし。其は。いかに。此御妻の事は。傳へ。されり。延佳か。迎具漏比
 賣爲景行之妃。不能無疑。蓋以孝靈之皇子推武彦命。誤爲倭建命乎。と
 云るよく當れり。但爲倭建命乎。と云るは。然らざる。此は倭建命の御子の。

若建王と。彼若建彦命と混ひつるなり。名の同き。然混ひつる故は。まづ
 此迎具漏比賣の生るとある。大枝王の御女の。大中日賣の仲哀を。仲哀巻
 に。彦人大兄之女とあれば。大枝王と云り。即日子人之大兄なること
 決し。然れば其大枝王御母の祖父若建王は。彼日子人之大兄の御母乃御
 父。若建彦命より。混ひたるに非ざるや。さて又。迎具漏比賣は。應神天皇の
 妃とあるを。彼段に。かの祖父の名の紛れよりして。稻日若郎女の若建彦命
 兄王の御母なり。と又紛ひて。誤りて此御世の妃とは語り傳へたるもの
 なり。と云れたるに。信に然る説なり。○麿坂皇子忍熊皇子。二皇子名地名
 なるへし。通證云。大和國添上郡有鹿畑村押熊村。今押熊村神祠。一座稱
 押熊神。一座稱麿坂神。とあり。○熊田造。本に來熊田とあり。記中卷に。山代
 比賣とあるは。同國又世界野名。粟限なめれ。釋紀系圖に。來字なきを宜し
 は。來熊田も是かと云ふ説もあれど。は。釋紀系圖に。來字なきを宜し
 かるへき。さう熊田造詳あらざる。試よひよ。桑田と音通ひて。なるへ

きか。其よしは ○生譽屋列皇子。本に生下子字あり。今永享本中臣本集解
本に依て刪る。さて記には。此皇子神功皇后の所生坐とせり。御弟王の
譽田と音の近きを思へは。記の方正しかるへし。名義詳ならず。さて姓
氏録左京間人宿禰。仲哀天皇々子譽屋列命之後也。また河蘇宜部首。仲
哀天皇々子譽屋列命之後也。なとあり。繼躰紀に。足仲彦五世孫倭彦王。
在丹波桑田郡云々。とあるは此皇子の御未にやあらむ。神方蘇田造
は桑田造と
にもやあらん。此は武云のみ。記傳にも。和名抄に丹波國天田郡に王師野。
丹波國竹野郡に間人野もあれい。彼間人宿禰などの先祖は非るかとも云
れたり。ま
同考へま

二月癸未朔戊子。幸角鹿。即興行宮而居之。是謂筭飯宮。即
月定淡路屯倉。

戊子は。六日也。○幸角鹿。倭名抄越前國敦賀郡是なり。名義は垂仁紀に

云り。記よも異なる傳あり。さて此角鹿に行幸をば。いかなる由そと云
よ。諸書に其事淺たるを。當國氣比宮社傳記に。具に載たるを見れば。天
皇の深き感應坐々しなり。次に全文を引て云へま。さて此幸の事を。矢野
玄道云。此時都は麩坂忍熊二皇子を留後として。遺置き玉ひけんと覺ゆ
と云へり。或説よ。此時都を敦賀に遷して。諸皇子をも幸て。行玉ひしものな
らむとも云り。されど。おりに興行宮とあれば。疑ひかたし。
○筭飯宮。神名帳敦賀郡氣比神社七座。并名とある是地なり。此攝社に天
宮の蹟なりと社
記よ云り次に此社此社の祭神。本殿御食津大神。仲哀天皇。神功皇后。別殿
に應神天皇。日本武尊。武内宿禰命。玉妃命。合せて七座は。此時の行幸に
よれるあり。今も敦賀湊よ。大内所神所の
社ともと云かありて。青御所の蹟な
り。語傳へたり氣比宮社傳記云。足仲彦天皇御宇二年癸酉春二月六日
戊子行幸于此州。建行宮坐之。此謂筭飯宮也。古老相傳。今之天
神之社地是也。天皇親
奉幣帛於筭飯大神拜祭。乃勅皇后氣長足姬尊一曰大
多曰朕望見此

國。海陸相通。當防異賊之地。朕巡見八州。後倭作家居于此。永居也。且新羅久不歸化。往昔御間城入彥五十瓊殖天皇御宇。意富加羅國之王子都奴我者。今之坐政所。角鹿神是也。來着此處。獻朝貢而奉仕矣。聖活目入彥五十秋茅天皇御代。深垂愍。而都奴我令送歸彼本土任那國之時。新羅人逃之於於道。寇之。豈非失禮於我國乎。恒欲征之也。朕先可巡狩南國。汝皇后留此地。祀筭飯神。祈退治三韓。而宣聞北國海路之消息矣。三月十五日丁卯發此津。到紀伊國居德勒津宮。とあり。此に筭飯神と申さば。即御食津大神なり。いとめつらしき傳なり。これのみならず。なほ此社傳記には。史は淺たること下にもありて引出たり。○淡路屯倉。記云。此之御世定淡道之屯倉也。とあり。在所詳ならず。

三月癸丑朔丁卯。天皇巡狩南國。於是留皇后及百寮。而

從駕二三卿大夫。及宮人數百而輕行之。至紀伊國。而居于德勒津宮。

丁卯は十五日也。○巡狩南國。角鹿に幸座ほともなく。又南國に巡幸をば。西國は叛者の聞えなとありしに因てなるへくれほゆ。○德勒津宮。紀伊國續風土記名草郡條に。新宮上郷新在家村。雜賀莊中野島村の東。十三町にあり。舊宮新在家といふ。宮郷の中新在家の義なるへし。後宮を略して稱せり。古名德勒津。國造家建德二年舊記。解津郷とあり。又解津と書す。今村中の舊家得津を氏とともものあり。日本紀仲哀天皇二年云々。此德勒津即此地なり。此地紀川の下流に在て。海口に近く。津渡の地なりし故に。津の名あり。後河道南に迂り。其地水衝に當るを以て。邑居皆亡絶き。最後河道改まり。水害やみて。其地稍々家居出采り。新德勒津といひ。又新在家ともいひしに。天正十三年豊臣大閣

大田城を水攻にせられし時。遷居また破却せらる。後再家居作りて。今の
新在家となれり。徳勒津宮。社地周二十四間。祀神仲哀天皇。神功皇后。應
神天皇合祭。村の北二町許にあり。土人八幡宮と稱す。これ古徳勒津宮の
舊趾なり。仲哀天皇の留り坐し。行宮の趾なるを以て。祠を建て御神靈
を祭るなり。田地の字に得津といへる地は。宮より東四町許にあり。今
社の傍に碑を建て。其事を表すとあり。類聚辨云。徳勒津は具原好古曰。紀
伊國日高郡江奈村八幡社地。此地、
景行三年阿彌柏原。而祭祀神祇之處
也。武内宿禰出生地。とあるは異なり。

當是時。熊襲叛之不朝貢。天皇於是將討熊襲國。則自徳
勒津發之。浮海而幸穴門。即日遣使角鹿。勅皇后曰。便從
其津發之。達於穴門。

當是時。本に當字なし。今兼永本類史集解等に因て補ふ。○熊襲叛之。此

時熊襲か叛きしり。漢韓の内應をしたりし事。誰も云事なるか。なを矢野
玄道云。熊襲等か漢國に遁し赴は。前漢書の地理志に。樂浪海中。有倭人。
分爲百餘國。以歲時來獻見といひ。後漢書よは。倭凡百餘國。自武帝滅
朝鮮。使譯通於漢者三十許國。々皆稱王。魏志よも。倭人舊有百餘國。漢
時有朝見者。今使譯所通三十國。とある。漢武帝か朝鮮を滅せしと云元
封三年の。わか開化天皇御世の五十年に當り。後漢の光武元年の。わか垂
仁天皇の五十四年なれば。歐戎慨言に返そく論はれし如く。此頃に天
朝より。漢國へ御使玉はりし事は。更にかたもなき事なれば。右に倭人
百餘國といへるの。吾筑紫國なる。大縣小縣を指志。使を通さる者三十國
とは。吾か片ほとりなる。國造別給置等の所爲なりとも。同書に説れし如
きを。中よも熊襲か嚆矢にて。初は韓國に信を通し。次は漢に及びして
と。右の文に朝鮮を滅せしより云々。と云へるに。更に論をまつましくこ

そ。さて此もの等、私に使を外蕃に通せまたにあるを。異賊と心を合せ
 て。吾西國の邊陲を蠶食せむとさへ謀しと聞えて。類聚大補任。八幡愚童
 訓。榻鴨曉筆を初て。何くれの書等に。開化天皇の御代より。三韓の皇國
 は寇せしことを載し。伊呂波字類抄は。仲哀天皇御宇二年。新羅軍來後
 奉本朝とあるは。即本文なる熊襲の反奉りし年に符合されは。決て熊
 襲か内應をして。韓師を入れ。漢人もこれか齊授を爲て。賊勢を助張ら
 しめけむこと。次々語出る如くなれば。或人の熊襲の事を。其蟻根餘孽終
 不可拔者。蓋倚新羅爲齊授也。と論るは信に然る説なり。尚いは。桓
 武天皇御世
 には。新羅人の蟻夷人を誘きて。内地に入て寇せし由。西
 洋入。殺夫爾か書に云るも。事同狀ある者合すへし。然ればこそ。天神の
 御誨語に。新羅を征玉いと。熊襲の自服ならむとを詔ひつるなれ。と云
 れたり。然説あり。なる既よ出せる豊國偽借考の説をも考合そへし。○穴
 門は。記に帶中日子天皇。坐穴門之豊浦宮云々。治天下。釋紀に弘仁私

記曰。穴門今日長門國とあり。記傳云。此國の名。崇神紀欽明紀あとも
 も。皆穴門とあり。孝徳紀にも然あるは。其頃までは長門といふ云さりし
 にこそ。長門とは。何神代に改められしや。詳ならず。かの
 穴戸の問。長き故よ。長門と名けられしなるへし。故御卷の詔に。
 今我親神祖之所知。穴戸國中云々。とあるは。此仲哀天皇の坐々しことな
 り。かくて穴戸は。長門國と豊前國との間の海門よて。筑前國の北面の海
 より。山陽道の南面の海に入る門なり。穴戸としも名に負たるゆゑは。
 源貞世。今川了俊か道ゆきふりと云物よ云く。霜月の廿九日。長門の國
 府を出て。赤間の關に移り着ぬ。ひの山とかやいふ麓の。荒磯を傳ひて。
 はやとももの浦よゆくほとよ。向ひの山は。豊前國門司の關の上の峯なり
 けり。海の面は八町とかや云ぬ。潮の満干のほどは。宇治の早瀬より
 もなほ落濺りためり。さても穴戸豊浦の都と申し侍ることは。今の赤間
 の關と。門司の關とのあはひは。山のひとつなる。其中にあつかに潮の

みちひの路はかり。穴のやうにて待る。其岸の東西に。人家まけかりけり。穴戸とは。さて云なりけり。其を皇后の軍の御舟。通り難かりける。御舟よそひて後。一夜のほとに。此穴戸の山引分れて。今のやどもの渡になりぬ。此山さなから。西の海中よりて島となれり。北島の向ひに柳の浦とて。昔里内裏のたちたりける所なるへし。と云り。此穴戸の名の説。國人の古く語傳へたるを聞て。記せるなるへし。但其岸の東西りけり。穴戸とはさて云ふなりけり。と云るは古言。海門を戸と云しこと。を知らずして。戸を氏戸の意と思ひ誤りて。云るひるおとなり。穴の如くなる海戸と云意なる物をや。さて皇后の軍とは。神功皇后の韓國言向給ふ時の御軍を云りと聞ゆ。さて其時一夜のほとに。山の引分れたり。と云も。古き傳説と聞えたり。島となれりと云は。引島と云島のことなるへし。引と云も。由ありて聞ゆ。但此島名は。既に仲哀紀に見えたり。彼の名を以記せるも。あるへし。さて此穴戸の事は。な内山真龍か若れ云。長門の段浦と。置か。五六町はかり離れたり。さて此段浦と。早瀬と相對ひたる。兩方の山の岸崩れ。峽たる形なるを見らる。上代には。此處長門置前とつゝきたる。岩山のて。其下。洞ありて。東西通り。潮の通ふ道ありて。船も往來ひつらむ。故穴戸とは云なるへし。仲哀紀に洞海とあるも。此なり。然るを往來に。其洞の上の

山を截通して。今の如く。のつねの海よりなれるからむ。さて今も西方の岸高く。間の海は狭く。穴の如く。湖の満乾に流るゝことは。早川の如くなり。かくて。西方はやうやくに。廣くして。長門の赤間開より。置前の浦までの間。船路一里なりとを。さて早瀬神社は。置前の地にあれども。今も里人は。長門の社なりと云へる。昔地つゝきて。長門の内なりし故に。あるへきと云り。宜長按。此考貞世の記せる處と。大方似たり。洞海といへるは。久岐は久具理にて。山下の洞をくゝりて。船の往來し故の名なるへし。さて今此海門の北は。長門國にて。段浦赤間開と西へ並ひ。なほ西は大海なり。南に置前國より。早瀬門司。開大瀬。柳浦小倉と。西へ並ひ。其西は。さて此海門前につゝけり。引島は。此海門の西の口に在て。長門に屬り。さて此海戸に依て。國名をも穴戸と云り。是なり。長門國と云り。○遣使角鹿。本に使遣とあり。今永享本其餘の本ともによりて。訂せり。○從其津發。其津は。教賀津あり。さて其路次。教賀津より。御舟發して。北海より廻りて。長門國豊浦津に泊ませるなり。此事論あり次に委しく云り。

夏六月辛巳朔庚寅。天皇泊于豊浦津。且皇后從角鹿發。而行之。到淳田門。食於船上。時海鯽魚多聚船傍。皇后以酒。

灑海^ニ鯽魚^ニ。海鯽魚即醉^ニ而浮^ニ之。時海人多獲其魚而歡曰。聖王所賞之魚焉。故其處之魚。至于六月。常傾^ニ浮如醉^ニ。其是之緣也。秋七月辛亥朔乙卯。皇后泊豐浦津。是日皇后得如意珠於海中。九月興宮室于穴門而居之。是謂穴門豐浦宮。

唐寅は。十日也。○豐浦津は。長門國豐浦^正。與郡此地なり。この地の事次に云。○後角鹿發云々。氣比宮社傳^{舊記}と云ものに云。足仲彥天皇御宇二年癸酉六月辛卯。皇后命^臣。令^職發此津^{舊跡今謂正}。取^垂五百枝神木^綿。樹^船。為^和幣。祭海神。皇后親彈琴。以^玉妃命^{一名空津媛。又名定媛命。皇后妹也。}。為^神主。奏^神樂。今若狹國三方郡^海。とあるは此時の事なり。さて記に皇后妹に。虚空津比賣命と申と坐り。即右の玉妃命なり。○淳田門の。信友

云。若狹國三方郡の海中に在る所に當れり。其は角鹿津より。海上船路十里許に。三方の海中にさし出たる。常神浦の海岸を常神崎といふあり。それに向ひて。丹生浦^{若狹内}の海岸の。さし出たる岬を。琴引か崎といふか。その海門の門七里はかりあり。これ氣比舊記よ。三方郡海岸謂^神樂崎^處是也。といへる處にて。其海門の海面を。管絃の渡といひて。今角鹿津より船發して。長門の方へ乘出せる海路にて。若狹國志^{丹生浦係}。常神村與琴引崎相距海口七里。海灣南向。潮汐穏靜。又無巨巖。甚宜泊舟船。故他邦商舶來息^干比。といへる處なり。今もこの常神と丹生浦とのさし出たる岬の間を。ノタノトといひ傳へたり。ノタノトとは。又タノトを訛りたるものにて。記に云る淳田門此處あること疑なし。といへり。あゝの淳田門を。安藝國沼田^{沼田}と云ふ。○海鯽魚。又云今も常神浦より。大飯郡高濱の浦かけて。六月の頃。小鯛の聚り漂蕩ふことくにてある事のあ

る。海人等が窺ひてとる事あり。此時に限りて。其をイトロ小鯛といふ也。新撰六帖に。鯛を題にて。藤原知家卿。みな月や君かなとけにめひとめて。うけてふ鯛は今も有と云。とよめる是なり。さてまた刺花集に。花をまむ心をとめる。大江匡房。春來れはあちかたの海一方に。浮てふいとの名社をしけれ。とあるは。安藝國豊田郡味方。いまの名は能地といふ處のりみ。三月のころ鯛の浮とあるを櫻鯛といふ。まの事をよめるにて。時を三月と六月と異なり。神功皇后の故事をよめるにはあはされは。思ひまかふへからさ。○以酒灑海鯽魚海鯽魚云々。本にこの二の海字脱したり。今考本に从て補ふ。○聖王所賞之魚。集解に賞原作賞。賞。賞與也賜也と注して。賞を賞に改めたり。訓によるべし。○傾浮を。アキトフと訓る事。神武紀に云り。○乙卯は。五日也。○泊豊浦津。通鑑に。或曰。豊浦島又名瀟干島。傳言瀟干瀟二珠之舊地也。と云り。地圖を

今長府の沖に。干珠瀟珠。○得如意珠云々。宇佐八幡縁起に。皇后の使妹豊とて二の島遊ひてあり。○肥前佐嘉郡河上宮。干珠白色。瀟珠青色。長各五寸許也。とあるは疑しき傳なから。まよりによしあり。神名式に。肥前國佐嘉郡與土日女神社。今川上大明神と云ふ。矢野玄道云。古説に。皇后の御妹芝姫命を海中に遣して。干珠瀟珠を海神に借玉ふと云は。此時のことにて。も有しか。粟田寛云。土日女神社と申すは。海神御女置玉比賣命の御事にて。神代に干珠瀟珠を。此比賣神の蒙玉と傳へ。此時如意珠を海中に得玉へる事とを。瀟したる傳にて。皇后の御妹なる豊姫とは別なるべしと云へり。此は。も有へしな河川上は。カハラと訓て。豊國の各郡と同じとも云へり。其説を。よは。是し。かた。道行ありに。くまらきと云て。若宮の立せ玉ひたる所なり。其東の海中に。十余町はかり隔りて。島二つ對へり。古の干珠瀟珠なるへし。今は松おひいつとかや申せめり。宗祇か筑紫道記に。沖中を過る程。瀟干などかやいへる二の島を見るにも。英國の人へ慕ひけん昔ありか

たし。など見え。今も奥津平津とて二島有て。干満二珠を藏られし故。みち干の島と云傳ふと。いかにも此時の由ある地なるへし。通証に。如意神祠在泉州郡南莊。祭彦火々出見尊。住吉舊記曰。尊入海神宮。得潮満珠。潮満珠而後。万事如意。故號如意明神。俗謬稱子卯神。或稱子亥神。此本住吉境地也。親長記所謂。參詣子亥神是也。と云事見ゆ。土佐風土記に。吾川郡玉島。或説曰。神功皇后巡國之時。御船泊之。皇后下島体足。磯際得白石團如雞卵。皇后安干御掌。光明四出。皇后大喜詔左右曰。是海神所賜白真珠也。故爲島名とあるは。異時の事か。若此時の事あらは。實は仲哀天皇の紀國より發して。枝地邊まで幸して。白珠を得給ひしを。此に能似たるから。皇后と混へ傳たるにてもあらむか。ここに攝津人吉井良秀か書る。武庫郡式社記。廣田社劍珠の事の條に。劍珠は。當社神賢の一なり。二十二社本縁に。此社に皇后三韓征伐の時の御甲冑。并如意珠

等ありとある如意珠是也。又和訓栞に。攝州廣田の珠は。中劍形あり。諸社事には。是を神功皇后の如意の珠とて。燕塵稿にも。西宮劍珠絶世の奇觀也。と見ゆと載たり。此如意珠は。仲哀天皇二年秋七月云々とあり。皇后御凱旋の時。廣田大神を鎮坐せ奉り玉ひて。其折此社に納め奉り玉ひしにて。往昔は世の尊崇せしなれば。別に劍珠の社を設けて以傳へしと云々。然るを何時代にかあらん。盜賊此珠を窃取して。紀伊國高野の山中に捨たりしを。後に發覺して。阿山より送り越しと事ありと言傳ふ。平保年間此著はし。廣西兩宮記にも此事を記せり。今僅に。理の存せるは。其時毀損せしこと云り。此珠は今廣田神社の寶庫に存せれと。古くは別に一社ありて。鎮祭せまものにて。即南宮是なり。とあり。さて記傳にも云れたる如く。まことに如意珠と書れたる事心得せ。ゆかにも訓ひへき方なし。當昔文字あき世に。如意なと云名あるへくもあらそ。レホミツノマ。レホミヤノマ。等とよむレホカ。訓注なくしては。それら定めりかたし。

にかくは是はしき。○豊浦宮。地は帝王編年記に。長門豊浦郡北樹林是也。記傳云。此字の上。或は下とあり。内山真龍云。神名帳に。同國豊浦郡忌宮神社。永万記に二宮とある。此宮地なりと云り。道行ふりに。長門國府になりぬ。北濱とて東南にひきて家居あり。此里一ひら過ぎて。神功皇后宮の御社の前に出たり。又云。此御社は。穴門豊浦の都の大内の跡にて侍るとかや。筑紫道記に。仲哀天皇の皇居ハ。豊浦といふなるへ志。垂跡の御神は。第一神功皇后。仲哀天皇。應神天皇。仁徳天皇。以上四坐まします。三代實錄貞觀十五年十二月十五日。授長門國從五位下忌宮神從五位上。好古云。古は大小の神事。年中に百五十二度ありしと。年中行事に見え。花園天皇延慶二年造營の時。北條の下知狀。光明天皇曆應五年の造營に。足利尊氏の文書等。大宮司家に傳たり。と云り。

八年春正月己卯朔壬午。幸筑紫。時岡縣主祖熊鰐聞天皇

車駕。豫拔取五百枝賢木。以立九尋船之舳。而上枝掛白銅鏡中枝掛十握劍。下枝掛八尺瓊。參迎于周芳沙磨之浦。而獻魚鹽地。因以奏言。自穴門至向津野大濟。為東門。以名籠屋大濟。為西門。限及利島阿閉島為御答。割柴島為御祝。御祝此云彌那倍以逆見海為鹽地。

壬午は。四日也。○岡縣主。倭名抄筑前國遠賀郡とある地の縣主なり。好古云。同郡豊屋津と○車駕ハ。本の訓オホミタスルは。オホミタスルの誤あり。ミタスも古言なれど。あはこよはイデマスと訓へし。さて車駕の上。中臣本之字あり。古本正統記奥書に宜しかるへし。○五百枝賢木。本に五字脱したり。古寫本ども。いつれも五字あれり補ひつ。○周芳沙

廣。本に廣を歴に記る。今兼永本類史等に據て訂せり。此地の事景行記に出。矢野道云。新羅國記。周防。廣とあり。或書に廣魚は。此 ○參迎。この熊鷹か仕奉る狀り。景行記にも見ゆ。記傳云。此等天石屋の故事による古の禮儀なり。然るに和幣を略て劍あるは。朝家の三種神寶に倣へるならし。と云り ○魚塩地。天皇の御饌の料。真魚御塩の料の地なり。魚を那。食料にするとき。其魚とも云へり。菜を那と云ふ。さて塩を焼には。同じ。神塩焼く地を定むる事。使姫命世記に見えたり。 塩濱として田の如く平地を作る。是を塩田と云り。播磨風土記に。本塩田廿千代云々。○白穴門云々。東門西門を定申せるは。大八洲記に。此本稱穴門。豊浦宮。而定皇城者也。と云れたるか如し。○向津野大濟。通證。今所謂向津村。倭名抄長門國大津野向國武加郡久仁。大津野の是あり。東鑑六。文治二年七月廿八日條。新日吉庄領云。長門國向津與庄。八月長門國向津庄云々。向津與庄地頭云々。など見をたり。豊前志に。名護屋大濟

の。筑前向津野大濟は。當國宇佐郡なり。と云るは非なり。○名籠屋大濟は。筑前名寄。速賀郡大渡川。若松與島旗間渡也。名籠屋者島旗村出埒也。大渡古今六帖。貫之つくしなる大渡川大方は。我獨のみわたる埒也かどあり。類聚解に。速賀郡若松村の東一里。今名古屋崎。といふとあり。これを肥前國松浦郡なる名 古屋と云る説は非之。○限没利島。限。上末本。南字あり。集解に。没利熱田本訓 曰。毛登利。本の訓も没よりとあり。通証に。今云毛豆連島。距名籠 屋町二里許。屬長門國隣阿倍島と有。行囊抄に。長門國大茂津連島。小茂津連島とあり。類聚解に。没利島を。或人長門一屬と云。自赤間。海路二里。豊前に屬とも云。引島の邊とあり。 ○阿閉島。通証云。今云藍島。在筑前糟屋郡。續古今集。阿倍島乃山の岩るね片しきて。さゆる今宵の月のさやけさ。とあり。豊前志には。阿閉島小倉の海 證の説は誤れり。豊前の國ふこと屬せれ。續古今集に云々。夫木集にか集解しひかた夕霧かくれこまくれは。あへの島田に千島まはなく。と云り。集解に。按無題詩集。釋達禪詩曰阿惠島。とあり。毛津連島の西北あり。類聚

今名古屋大鏡。西にアとあり。云々。○御管。釋紀。管玉篇云。盛木器也。方曰。是か。貝原氏も云り。とあり。○御管。釋紀。管玉篇云。盛木器也。方曰。篋圖曰。管。倭名抄器四部。箱篋揚氏漢語抄云。箱篋管篋。已上皆波古。箋注。按說文管。箱也。箱。飯管也。受五升。篋。飯器管也。字鏡云。崖。篋三字。波古。按風土記。貝原氏曰。波古。篋之。急呼とあり。令管陶司正一人。掌管陶器。木工器亦掌也。其事。とあり。標註に。食器の食字。京東二本共に脱。今一本に於る。穴云。器四部。奇櫃等之類也。古令云。管。奇是也。古記云。熱枝土師四器。とあり。さて管戸と云るもあり。天武紀に。勾管作造と云るもみゆ。こゝなる御管も。食器と本として云なるへし。但し。舊集十六。手皮者。箱皮。用。とあるは。食器と。さて御管は。御管に盛へき料物あり。即穀物を作。出と所を云。古言へ。次の御管も同じ。○割柴島。筑前風土記。嶋。割柴之海中。有。兩小島。其一曰。河畔島。其一曰。資波島。とあり。割とは島の内の地を割て。献りしなるへし。類聚解に。仙鹿集抄に。風土記を引て。資波島と云り。今名古屋崎と若松の海中。

○御管。倭名抄。嶋。辨色立成云。嶋。奈閉古未反。今案金謂之。嶋。毛謂之。嶋。字或相通。箋注云。四時祭臨時祭大膳職等式所載。嶋。即是。奈戸。見天神宮儀式帳。仲哀記訓注云々。應神紀有。人名。小。厩。媛。靈異記。越。新。撰。字鏡。越。越。越。皆訓。奈戸。按古謂。所食魚菜。為。奈。又閉與。罐。訓。都。留。倍。新。撰。字鏡。訓。越。為。與。己。倍。向。嶋。煮。魚。菜。者。故云。奈。閉。とあり。釋紀。小。厩。媛。大。口。而。卑。下。通。是は。供御の魚を漁る地と云。○逆見海。倭名抄。長。門。國。美。彌。郡。作。美。あ。れ。と。地。理。あ。は。き。貝。原。好。古。云。豊。浦。郡。の。西。南。武。久。村。の。沖。を。逆。見。海。と。云。と。云。り。方。位。合。へ。り。○塩。地。と。は。右。に。見。え。た。る。塩。田。を。云。塩。地。と。は。あ。れ。と。必。塩。燒。海。人。の。居。住。處。の。み。に。も。あ。ら。さ。る。な。り。播。磨。風。土。記。師。磨。郡。安。相。里。條。に。塩。代。田。廿。十。代。云。々。と。云。事。あ。る。を。以。て。塩。燒。料。の。御。田。を。献。れ。る。と。も。塩。地。と。云。し。な。り。御。管。御。管。等。同。し。釋。紀。に。御。管。御。管。塩。地。無。方。祭。之。此。三。所。之。號。只。廣。可。知。天。下。之。祝。言。也。と。あ。れ。と。た。と。に。祝。言。

のみにあらず。矢野氏云。御管及魚塩地などを定しは。天饗を貢る地と。取て設けきしよて。此亦上古の大儀なる証を聊言ひた。出雲風土記に。須佐之男大神の大須佐田小須佐田。及五穀組の地を定玉ひ。大名持命は。天御領田天御飯田等を定坐る由見え。大同本記に。伊勢大神神の令。大宮に鎮給ひし時。倭姫命の御船に乗して。諸島を巡給つ。種々の御贄貢る所を。定坐る事の見えたるなどよて。悟るへしと云り。

既而。導海路自山鹿岬廻之。入崗浦。到水門。御船不得進。則問熊鰐曰。朕聞汝熊鰐者。有明心以參來。何船不進。熊鰐奏之曰。御船所以不得進者。是非臣罪。是浦口有男女二神。男神曰大倉主。女神曰菟夫羅媛。必是神之心歟。天皇

則禱祈之。以挾抄者倭國菟田人伊賀彦。為祝令祭。則船得進。

山鹿は。和名抄筑前國速賀郡山鹿郷。類聚解云。山鹿岬は。速賀郡の岩屋と云所也。大濟より西方海路四里。山鹿郷は廣島の中よ有て島也。岡水門は其海、南にあり。速賀川北流て海よ入所を。岡水門と云とあり。宇治拾遺に。山鹿の莊といひ。平家物語よ。壽永中平氏の城郭を。ここに構へし事見えたり。○崗浦は。風土記に。塙郷縣之東側。近有大江口。名曰塙郷水門とあり。神武天皇御舟泊たる地にて。万葉に。天霧相。日方吹羅之。水壁之。岡水門爾波立渡。行囊抄に。今蘆屋漆にて。里人もしか云ひ傳ふと云り。○男神曰大倉主。女神曰菟夫羅媛。釋紀云。大倉主菟夫羅媛不見。神名帳也。和漢三才圖會に。大倉主神祠。在筑前國速賀郡葦屋村。所祭二

坐。とあり。菟夫羅媛神名に菟夫羅媛神を。内宮儀式張に。大水神の御兒津。布良比古津布良比賣命と有に。同神と云説あれと證なし。和氣系圖に。景行天皇御齋にも。都夫良媛見ゆ。類聚解に。筑前大倉種信曰。此二神社は。速賀郡高倉村を本社として。今芦屋に有は。神功の御時に祭りし地なり。と云り。今も大倉村有て。芦屋に近しと云り。八橋本記に。毎年二月九日の祭日と云り。神名帳考に。筑前國式外神天照神の下。三代實録云。元慶元年十二月十五日。筑前國正六位上天照神從五位下。和爾雅云。高倉神社在速賀郡高倉村。是大倉主菟夫羅媛本宮也。相殿之神一坐。天照大神是。香神高倉神。並神功皇后所禱祭也。とあるは疑はしき説なり。天照神は。今手野磯光村に在し。筑前續風土記に云り。まして。○兔田人伊賀彦。永享本に人を。上郡字あり。大和志に。宇陀郡伊賀見邑屬邑六。とあり。

皇后別船自洞海洞此云入之。潮潤不得進。時熊罥更還之。自洞奉迎皇后。則見御船不進。惶懼之。怒作魚沼鳥池。悉

聚魚鳥。皇后看是魚鳥之遊而忿心稍解。及潮滿。即泊于尚津。

自洞海。本に自を白に記る。今諸古寫本に從て訂せり。洞海の。風土記に。塙阿縣東側近有大江口。名曰塙阿水門。堪容大船焉。從彼通島鳥旗。澳名油門。堪容小船焉。とあり。或説に。和名抄長門國厚狹郡久喜。岩松より芦屋浦へ續きたる海なり。と云り。上引る記傳の説見合すへし。類聚解にも。洞海も大津より。屋浦水堂。岡に至る間五里斗。石清水縁起に。皇后門司大江。崎よ著せ玉ふ。折潮乾時は舟不通。とあり。折節塩干の時分にて。船通るへき様もなし。其時此翁只一人して。皇后の召れたる御船共を。奥中へ皆推出しけり。また道行振に。穴門の豊浦。都と申侍ること。今の赤間関と門司関との間は。山の一つにて。其中に繞り塩の満干の道はかり。穴の様にて侍るに云々。其を皇后の軍の御舟。

通難かりけるに。御身装ひて後。一夜の程に。此穴戸の山分れて。今の早
柄の渡に成りぬ。此山さなから西の海中に依りて。島と成れりとあるも。
共此時のことにて。引島の事は。風土記の傳にやと覺ゆ。もしこれを此
時の事にあらざとせば。彼五十迹手か。引島まで参迎奉れりとあるに符
はそと。矢野氏も云れたる。さることあり。

又筑紫伊親縣主祖五十迹手。聞天皇之行。拔取五百枝賢
木。立于船之舳。上枝掛八尺瓊。中枝掛白銅鏡。下枝掛
十握劍。参迎穴門引島而献之。因以奏言。臣敢所以献是
物者。天皇如八尺瓊之勾。以曲妙御宇。且如白銅鏡。以分
明看行山川海原。乃提是十握劍。平天下矣。天皇則美五

十迹手曰伊蘇志。故時人號五十迹手之本土。曰伊蘇國。今
謂伊親者訛也。已夷。到饑縣。因以居檀日宮。

伊親縣主五十迹手。伊親の親。また五十迹手の迹類史より都に作れり。伊親は和名抄筑前國怡土止
郡是なり。記に伊斗村。續紀十九。天平勝寶六歲始築怡土城とあり。五十
迹手は。釋紀所引筑前風土記。怡土郡昔者穴戸豊浦宮御宇。足仲彦天
皇將討球磨曾於。幸筑紫之時。怡土縣主等祖五十迹手。聞天皇幸。拔取
五百枝賢木。立于船舳。上枝挂八尺瓊。中枝挂白銅鏡。下枝挂十握劍。参
迎穴門引島。天皇勅問阿誰人。五十迹手奏曰。高麗國意呂山。自天降
來日梓之苗裔五十迹手是也。天皇於斯舉五十迹手曰。恪乎。伊蘇志五十迹
手。本土。可謂恪勤國。今謂怡土郡記也。とあり。日梓は新羅國の人なる
に。高麗國云々とあるの疑かはしきよし。己に垂仁紀に云り○行の下。永

事本に幸字あり。然るへし○穴門引馬の事は。上もも巳に云り。類聚解に。今長門國赤間西南一里斗引馬あり。土人はことあり。道行源よまことや。此引馬と穴戸の江の。早鞆の渡の間實に引かれて侍るならば。馬の長さと。早鞆の渡の廣さは。同程を侍らむ。おほつかなしとて。何時の代よて侍りけるやらむ。國司出で。引馬の長さを繩して取りて。速鞆の渡りし押めてかひて侍りければ。塵はかりも寸法違はむ。侍りけるとなん。此事の皇后宮の官司として。老て侍るか器侍るなりと云り。散木集引くしまのあみのうけかきは波間より云々。また立派の引馬にそむあまたよも云々。などよめるもことなるへし。○因以奏言。此五十迹手か奏言の。上古よりかゝる賀辭のありしを。今献る物によそへて。取合せ申せるなり。神皇實錄。惟皇天御中主神。與大日靈尊。盟宣久。天皇孫尊。如八尺瓊之勾。以曲妙治天下。且如白銅鏡。以分明看行山川海原。乃提是灵劍。平天下矣。

詔天兒屋命天太玉命。曰。惟爾二神亦同侍殿内云々。とありて。皇孫尊天降坐時の詔と爲り。この事神皇正統。天口事書な其詞のさまを按ふに。決く五十迹手等か云出し言にはあらまどそおもはる。○如八尺瓊勾以曲妙御宇。平田翁か勾乃下れ玉字を補はれしは。次に出せる本居翁の説に據るなれとも。さる本世にあらねは。なや本のまゝにてあるあり。此詞の解。まつ記傳に。八尺瓊之勾とあるをとかめて。ともくマカルといふ。ものゝ不吉事フカシにこそいへ。妙にといほひる事なるを。いかてかさはいはむ。これももと。古文より如八尺勾玉。妙。などありて云々と云れたり。また重胤云。曲玉は字の如くにて。緒よ貫き縮ねたるを以の稱なり。神代よ曲玉と云り。其全辭の名ある事云も更あり。夫木集よまかりの玉と詠るも。曲れる玉と云事なるをも思ふへし。猶如八尺瓊之勾とは。八尺瓊は例の玉を緒に貫連けたる稱なるか。然して結纏めて。かの念珠の如く成せる。其即曲玉と云物なるか故よ。其曲りて。謂ゆる珠の端無か

如くなるを譬にして。御宇の限元きを壽稱へ申せる也。曲妙を本より夕へ
 にと訓たれども。妙字に泥みたる僻訓なり。祝詞考にツバラカニと訓れ
 たるは。下なる分明フキナカと相對て甚美たし。且ツバラカと。スフルと相通ひて。
 彼御統と云ふも合ひ。又其勾れる状も。圓なるに由有て。實に動くまじき
 正訓也。若て曲妙御宇と云は。漏落る事なく。御世知食させ玉ふへしと
 云事なれば。其も亦此曲玉の。具さに備はれる状に。係りて聞ゆるを以
 て。曲玉の貌をなん思定むへかりける。本に曲妙を夕へニと訓るは。何な
 る義をや。其の物の亦く重しき事
 云ふ言にこと有りけれ。天皇の御世所知食す御事と。何てかは然申
 奉らん。其上に八坂現の勾れるを以て。妙也とは云へまに非るもの也。と云
 れたり。此説とも據て考ふるに予のなほ神代紀にも既に云るか如く。
 曲玉の其形を以名けたる一玉の名にて。其曲れる形状の尋常ならず。い
 ども麗妙なるを賞て。其麗妙あるか如く。天皇の御世所知食御政の言へ
 り不得。言語よも及はぬまを。稱へ申奉りし詞とたほゆるなり。さらは
 なや。本

の訓のまよ曲妙を見む人撰みとりぬかし。○天皇。即永享本より天皇大悅
 を夕へと訓へし。
 一作る。○曰伊蘇志。集解より。按古語謂落動爲伊蘇志。筑前國風土記曰。
 譽五十跡手曰落乎。伊蘇志又續紀曰。天平勝寶二年。指原造東人獲黃金
 獻之。於是東人等賜勳臣姓。又謂伊蘇志臣。東人親族三十四人。賜姓伊蘇
 志。臣族。是勳云伊蘇志證也。と云り。和訓栞に。日本紀より勳字。新撰字鏡より
 伊字をよめり。續日本紀よりいそしみとも見えたり。いさをしきと云。さを、
 反そありとあり。伊佐表の事は。神代紀有功之神の下に云るを見るへし。
 ○今謂伊親者記也。上より引る風土記にも。五十跡手之本土。可謂落動國。
 今謂怡土郡記也。とあり。記傳云。右の二書共に。此地名伊蘇國なるを。
 伊斗と云り。記れるなりとあれと。今思ふに。かの五十跡手と云名も。此
 地名より因れる如く聞え。又からふみ魏志の皇國の傳に。伊都國と云るも。
 正しく此地の事と聞ゆるを。彼は此大后の御代のころのさまを傳聞て。

記せる趣なるに。既に伊親とあれば。訛は非るか云り。さる言なり。
 ○己亥。廿二日也。○磯縣。倭名抄筑前國那珂郡是なり。考本に磯下珂字
 あり。さての郡名に合へり。されと神功紀に磯河。宣化紀に那津。なとあ
 る同所なれり。もとより磯とのみ云しへし。磯をナカとは訓へき様なし。齊明紀七年三
 月。御船至三那。大津。居磐瀨行宮。天皇改此名曰長津。とあり。事は此津
 明記に非し。○檀日宮。記云帶中日子天皇。坐穴門之豊浦宮。及筑紫。訶志
 比宮。治天下也。とあり。記傳云。和名抄筑前國糟屋郡香椎如須。郷此地
 なり。志を須と云るは。神功紀に檀日浦ともあり。万葉六に。香椎瀧の哥
 あり。香椎。廟今も香椎村あり。武野云。糟屋郡と那珂郡とは。隣りあはれは。
 古は磯縣に屬しならむ。さて香椎廟の事
 は。神功紀に。かくて神功卷。初に。天皇崩於筑紫檀日宮。とあり。抑此天皇
 二年二月越國紀國と幸しより。倭國には還坐。遂に西國に崩坐ぬ
 る故。豊浦宮又訶志比宮に天下治。と申せるなり。とあり。この檀日

せる御路の事を記して。具原氏云。古傳に。天皇皇后香椎宮に幸まされしとて。
 神功より上り賜ひ。屋は懸留りて。諸軍に命し。兵器を修め。弓矢を調へ玉
 ふ地を。矢はきこいふ。敵國をや遠けれとも。專行伍を正しく。号令を嚴し
 て。御旅を張らせ給ひし所を。旗浦と云ひまを。今記りて初浦といふ。針を著
 させ給ひし所を。針浦といひ。天鎧矢を立させ玉ひし地を。天野海邊と云。さ
 て此所に宿陳せしめ玉へるに。海風の厲さを防むとて。千本の松枝を挿し
 玉ひした。松の生茂しかは。各つけて垣堵松原とも。岡松原とも云。翌日
 白山横に。松の給ひした。春雨に逢まして。松樹の下に立よらしめて。雨を避ま
 し。木を。笠松と名く。また山道を幸ませるに。山林蔭をりしか。宗傳那ま
 る高峯に登まして。海を視はして。海見ゆと。朝ひし地を。見阪嶺といふ。この
 坂を下りまして。平担をいへり。○此後三月。皇后再ひ角鹿筥飯宮に到り
 まして。同六月また檀日宮に歸り玉ひし事。此紀には漏されたるか。氣比
 宮社傳記に。其傳あり。此は決めてかくありけむと。おもはるゝ言あり。
 其文云。三月朔日。詔皇后及武内宿禰安曇連。曰。往越州角鹿。宜祭筥飯
 大神。迺皇后後。王妃命及大臣連等。自畿内。歷淡海。到此津。以兵器爲神
 幣。而躬自齋戒。持祭筥飯神。時大神託。王妃命曰。天皇莫患冠賊叛。必不
 血刃。而自然歸順焉。于爰有人奏曰。有磯良翁。能得海潮盈涸之術一矣。

仍下令尋求之。則得潮翁。一日今國津彦神社是也。六月卯日。皇后發此津。還筑紫檀日宮。而奏神教。天皇矣。此年皇后到角鹿之故事。不見日本紀諸書。然往來傳來社記等。悉書載之也。兼國史等國脫之終。とある是なり。此時皇后及王妃命武内宿禰等を角鹿に遣して。大神を祭らしめ玉ふも。其神の御託ありての事なることは疑なし。さて曩に六年皇后の比津を發玉へる時は。北海を廻りて。豊浦津に泊玉ひしを。此般の往坐は。淡海また畿内を歴て。山陽道の海路を下り坐しなり。故古書どもに。津國及播磨備前等の國を過まふし傳あるを。此時の事として見るへし。矢野玄道説に。皇后の長門に到坐る時。路を津國に執して下り。坐るを。曩の時の事とせり。此は氣比社傳を見られざるより。しかおもあり。かつ淳田門の赤海鯉魚の故事など。あるより。明らかなり。これを社も安藝の沼田郡として。説かれたるは非なり。此事は上よ委く。信友の説を出して。論ひたまはれは見るへし。さて再度山陽の海路を歴玉へる事を。矢野氏か風土記をも引て。論れたる説ともを引て云へし。皇后は角鹿を發して。路を津國に執して。下りませる事。攝津國風土記の美奴賣松原條に。今美奴賣といふは。神の

御名なり。其神もと。能勢郡なる美奴賣山に坐志しが。攝津志に。三草山在。神山村。舊名美馬山。昔息長足比賣天皇の。筑紫に幸まそ時。諸神等を川邊郡の内。神前松原に集めて。同志に。これを在。社福を求め給ふ時に。此神も同く來集まして。吾も護奉らむと宣ひて論宣て。吾住む山に。須畿の木あり。皆美材なれば。伐採て船に造らしめ給へ。則此船に乗て行幸なり。幸福あらんと宣へり。天皇乃神教のまに。船を造らしめ給ひ。此神船に乗て。遂に新羅を征け給ふとあり。鎗倉實記に。神功皇后の行宮兵庫に於て。龍を祭り給と云ふ。古説を果たり。かくて播磨國に遷幸せる事。播磨風土記に。息長帶日女命。新羅國を平けむと思ふして下坐る時に。諸神に禱白賜へり。爾時國堅ましと大神の御子。爾保都比賣命。此は即高野山なり。神國造石坂比賣命と託りて教し賜はく。よく我御前を治奉給はと。我も善驗を出して。比々良木乃八尋梓根底附かぬ國。越賣の眉引國。玉くし

をかく名つけたる所以。苦編首等か速祖大中子といふ人。息長帯日賣命の。韓國に行幸せる時に。御船淡路石屋に宿りませり。其時雨風大に起て。御伴なる百姓とも。悉く濡たりければ。大中子苦もて。屋を作りしかり。天皇親はして。此爲國害と勅て。即大中子に。苦編首といふ姓を賜へるか。仍此處に居たりし故。仲川里といふなり。和名抄。同。仲川里見ゆ。大中子は。此時御軍に從て。西國に下りけむか。彼に封地を此里に賜はりて。子孫世住しと聞ゆる故に。其子孫の代に。速祖の名を此里に。仲川里とす。かくて皇后の御船。備前國の海上を過給つる時。大なる牛の如き物出て。御船を覆さむとせしかり。住吉大神老翁と現れ坐て。其角を取て投倒ま給ひぬ。其所を即て牛轉と号しを。後に訛て牛窓と呼り。此の事。春田社縁起。愚童訓。殿島神記などにも載たれり。今の神社考と云れに因て記せり。伴信友の説の如く。備前風土記の文なるへく。覺ゆ。或云。此たり。又備後國沼隈郡鞆浦に著給ひしことも。其國の式社。沼名前神社の社傳よりありときけり。此等みな。此時再び檀日宮に到り給ふ御途の事

とそへし。なや山陽の國々をよく尋ねな。此他にも民間に云傳ふる事は有ぬへし。

秋九月乙亥朔己卯。詔群臣以議討熊襲。時有神託皇后而誨曰。天皇何憂熊襲之不服。是齋宮之空國也。豈足舉兵伐乎。愈茲國而有寶國譬如美女之睩有向津國。此云麻。眼炎耀之金銀彩色多在其國。是謂榜衾新羅國焉。若能祭吾者。則曾不血刃。其國必自服矣。復熊襲爲服。其祭之。以天皇之御船。及穴門直踐立所獻之水田名大田。是等物爲幣也。

己卯の五日なり。○託皇后。記云。其大后息長帯日賣命者當時歸神。故天皇坐鏡紫之訶志比宮。將擊熊曾國之時。天皇控御琴而。建内宿禰大臣居於沙庭。請神之命。於是大后歸神。言發覺詔者。神功記には。此時の事。一云。足仲彦天皇居

筑紫日官是有神託沙摩縣主祖。内理高國。避高松屋。檢以幣。天皇曰。神孫也。若發得寶國。事將現。後之。後曰。率將來以達于皇后。則留神言。而皇后無言。於是神託皇后。とあり。記傳云。當時とは西國に坐々してろほひを沈く指て云り。歸神は。大后の神の託着坐るなり。さて下にも大后歸神とあるを。此處にもかく同じことの有て重れるは。此なるは徒なる如く聞ゆめれと然らそ。此大后に神の託て坐々る事は。下文に大后歸神云々。とある時のみにも局うそ。大凡其前後の常の事なりし故に。此の其前後の平常を先言。かくあり。當時と云るも此故そかし。昔記に見えたる海中よとも。直なる事に非ず。其不とより。さて天皇崩坐て。後の段の神歸も。大后とて。神の託坐し故にとありけむ。さて天皇崩坐て。後の段の神歸も。大后とはあられとも。武野云。神功記のはまの。皇后選吉日入齋宮。此の語彼處まで響きて。此大后と聞ゆるなり。抑此大后にのく神の託玉玉へりしは。尋常の細事にはあらず。永く財寶國を。言向定め玉へる起本にしあれり。甚も重き事とあそ。さて如此託坐る神の。下段に。今如此言教之大

神者。欲知其御名。とあれり。何神とも始のほとり知られさうしなり。かくて右の如く問奉りし時に。其御名告りありて。彼處に見えたり。とあり。○寶國之空國也。本は穴字脱したり。今永享本中臣本。また舊事紀神代口訣に。此文を引るにも。穴字あるよ从る。神代紀にもしかあれば。今本は必寫し漏したるなり。さて此言の義は已に云り。○寶國。神功紀に財寶國。財國。財土などもあり。されどこくにては。寶はたゞ美稱に云るなり。金銀彩色をさして云。万葉集に。寶の子等。後のものなから榮花物語。天皇を寶の王と申奉る事もあれば。寶とは。もと物を甚く美賞め貴ひて云事にて。それより轉りて。金銀をもいひ。又蒼生をも大御財など種々に云稱となれり。名義の未詳。○賤。万葉。振仰而若月見者。一目見之。人之眉引所念可聞とあり。眉根の引延へたるを云なり。記傳云。如美女之賤。とは。万葉六に。如眉雲居爾所見阿波乃山。とよめるか如く。其國の山の。

遠に然見ゆるを云。とあり○有向津國。又云向津國とは。海の邊に。遠
見さくる國を云。續群紀の哥に。武哥左履樓以祇能和歌。ともあり。さ
て上に「有賢國」とあり。有向津國の有字は。ナリと訓へし。と云り○
此云々。釋記私記曰。素楚辭。本に云字を脱たり。今並河本永享本中臣
眉邊。王遠曰。煥視白。本に云字を脱たり。今並河本永享本中臣
本小寺本等に於て補ふ。さて眉を麻彼と訓るは。古言なり。万葉十九にも。
麻彼比伎とあり。後にはマユと云り○眼炎。之。本に「冠字なきを。今集解
本に據。古本補。古事記亦有冠字。とあるは。後。訓はマノカノヤク。記傳
之をマノと訓ハわろし。と云れたれと。却て非なり。又マカノヤク。何方にてもあるへし。記傳云。俗
言にまはゆき。かふはゆき。など云意にて。物語書に。目もあやなりとあ
る是なり。字鏡に。眩胸同。目女久留。又目加々也久。とあり。此は言の
けれとも。用
る意異なり。とあり○金銀彩色。神代紀に韓之島是有金銀。記傳云。古
にハ皇國にハ。金銀ハ出さし故に。今其多に有國を。附屬賜はむとな

り。三韓の事と。紀中金銀之國。金銀蕃國。銀輝などあり。かくて其國服歸
てより。代々調物に必金銀あり。推古紀。高麗國大興王。貢上黃金三
百兩。皇極紀に。高麗國所貢金銀等云々。天武紀持統紀等。新羅調物金銀
云々。あと見えたり。大かた用るかきりの金銀。皆韓國より渡せるあり。
然るに續紀二に。文武天皇五年三月。遣凡海宿禰鹿。于陸奥。治金。同月
對馬島貢金。建元爲大寶元年云々。とある此等々。皇國に金の出たる始
ある。さて同十七。天平二十一年二月。陸奥國始貢黃金。奉幣以告畿内
七道諸社。と見え。武野云。此陸奥の所を得られさし
るは。三田。首五瀬。か。昨。銀は。天武紀に。三年三月。對馬國司守忍海
なるは。三田。首五瀬。か。昨。銀は。天武紀に。三年三月。對馬國司守忍海
りたこと。後。に。顯。れた。り。造大國言。銀始出千當國。即貢上云々。凡銀有倭國。初出千此時。と見え
たりとあり。要。銀。色。は。推古紀に志美乃毛乃と訓り。深の物の義なり。神
功紀ハ彩。類とあり。記傳云。彩。色。とは。錦。繡。綾。羅。の。類。を。始。て。美。麗。き。種。々

の物と云なるへし。天武紀に。新羅の献物を。金銀霞錦。綾羅金器屏風。な
とあるか如志。孝徳紀に。金銀錦綾五綵。ともあり。推古紀に。高麗僧曇
徴。作彩色紙墨。とある彩色の。何物と云るにかとあり。この彩色は。紙墨
の類なるべし。○多在其國。神功紀に。百濟。肖古王。閉寶藏以示諸珍異
曰。吾國多有是珍寶。彼貢貴國云々。また新羅貢物者。珍異甚多。また欽
明紀に。大將軍大伴杵手彦。伐于高麗。盡得珍寶財賂。七織帳。鐵屋。還來。
なとも見えたり。○栲余新羅國。釋紀私記曰。師說白金也。栲木。色白。故
諭而言之。但栲余者。彼新羅之發語也。とあり。萬葉集に。多久夫
須麻新羅。出雲風土記に。栲余志羅紀乃三埜。なとあり。栲余の栲被あり。
栲の栲布よて。木綿と同物なり。さてこの白き物なるか故に。白と云より
志良よ云かけたるなり。私記に。栲木色白。故諭而言之とあれと。木色白ま
と云るの少しいか。爾たる布の白きなり。
た万葉に。栲角乃新羅とも云かけたり。これも栲綱之白なり。記哥の多

久豆怒能。新羅伎多陀半夜。さて記に。西方有國云々。とあり。記傳云。
御諭命に。新羅と見え。記より下す。御船之波。押騰新羅之國云々。とあ
れり。新羅を主として。三韓に涉るへし。と云り○後熊襲爲服。此御言を
以て也。上に云る如く。此時熊襲等か。三韓に通して。心かしよりをり
く。朝廷に叛き奉りしと知られたり。神皇正統記に。熊襲小國也。また
國をこれに討すとも終は。從ひ奉りなると詔へり。と云れたれと。並しつたし。
三韓が服まららんよは。熊襲の使拒となるへきもの。ちまか故に。其國も爲
服なんよ云へ。矢野玄道云。此神詔を。熊襲奉るに。玄古の時に。須佐之男
大神詔に。韓卿之葛の金銀あり。その韓國なる金銀を。取用させ玉はむ
料に。舟をは造りかきて。とせ玉ひまに。神功皇后御代に。其御詔の驗願
れたる。また大地ある萬國に。皇神の吾大朝廷に。は奉らしめ玉へる証は。
伊勢大御神に奉り玉ふ祝詞に。皇神乃見齊志坐。四方國者。天乃壁立極。
國乃退立限。青雲龍霜極。白雲乃向仗限。青海原者。梓梔不干。舟艦乃至留。

極。大海原爾舟滿都々氣氏。自陸往道者。荷緒結陸氏。若根木根履佐久彌
 氏。馬ノ爪至留限。長道無間久。立都々氣氏。扶國者廣久。峻國者平久。速國
 者八十綱打挂氏。引寄如事。皇大神寄志奉良波云々。とあり。三韓を始
 め。万國を皇國に依て。仕奉せ玉ふ事。神代よりの御定なるは勿論なれと。
 上にも下にもいへる如く。禍神の荒ひ心と。我反臣とも。外國人を誘入
 なとまて。たふけなくも。彼より仇なひ奉むとせま由なれば。皇大神の御
 門押張り。其を御覽定玉ひて。熊襲を捨て。先其後拒を爲る韓國を征伐
 て。神代御定の如く服従へまめて。謂ゆる枝標を舍きて。其根抵を拔せ
 玉はむとの。天津御策なること。其國必自服ひなん。また熊襲も服ひな
 ん。と詔へる神語を。深く思惟て悟奉りぬかま。愚童訓に。大神宮御託宣
 とて。三韓をて母十萬八千艘。舟を出して。數萬の軍兵を率て。只今來ら
 むとぞ。此地につかぬ先に。いそぎ異國に向ひ給へと宣ふ由いひ。宇佐託

宣集に引る。阿蘇縁起に。新羅軍到來。彼傾日本。とも源平盛衰記に。皇后
 の御宇。新羅のせいじう。我國を反くよし聞えければ。とあるも。共此
 時の事と聞えたり。と云りさる言なり。記傳も既に。抑此三韓國を附屬
 賜ふ事は。既に神代より幽契のありけることなり。と云れたり○穴門直
 踐立は。國造本紀に。穴門國造。遷向日代朝御世。櫻井田部連同祖。邇伎都
 美命四世孫速都鳥命。定賜國造。とあり。櫻井田部連の事は。應神紀に出
 てそこに云へし。邇伎都美命。速都鳥命も考なし。重胤考ふ。櫻井田部と。日
 下郡と同流なる事。も
 見えたれは。邇伎都美命は。狹穂彦命の子なるへきか。但し穴門直踐立は
 見つれは。つつか末考。といへり。此事は。神功紀依羅。香彦男垂見。また應神紀
 櫻井田部連男組。さて此踐立。神功紀にも出て。長門國豊浦郡住吉荒魂
 の下に云へし。神社の神主と成れり。孝徳紀に。穴門國司獻白雉曰。國造首之同族。贊正
 月九日於麻山獲馬。とあり○天皇之御船云々。船を以神の幣とせし例。正
 後にも齊明紀に。五年三月。阿倍臣蝦夷國を伐し時。以船一隻與五色絲

祭統地神とあり○所獻之水田。住吉神代記に。此文を出て。水田十石
 代名大田とあり。集解に。按蓋如熊經怡手者。有迎幸而所獻也。事訣不
 載とあり。水田は皇胤云。纂疏に用水而耕種曰水田。と有か如し。然れ
 と其は陸田水田と。並云時の有にこと有けれ。打任せては。唯田と有云を。
 受張たる名稱には有けらし。和名抄に。土已耕者為田。和名太。漢語抄云。
 水田古奈太也。とあり。名義抄の訓に比に同じ。借水田を美多と云は。字
 の如く唯水のある田と云事なるを。古奈田と云は燕田の義也。武野云。
多とあり。今も田に水を引せて紐返をも。古奈須と云り。借水田は。此記
なるを始として。推古紀持統紀等に。五所許出たるは。右の古奈多と云
者なるへし。然れども田といへは。水田の事なれば。殊更な。然云は。神代記
後傳に。水田と云ふ字の有を。此までの御言下の一云には。海之曰。今御孫
用むと云へるなるへし。此までの御言下の一云には。海之曰。今御孫
尊所望之國。譬如鹿角。以無實國也。其今御孫尊所御之船。及穴戸直踐

五所貢之水田。名大田為幣施祭我者。則如美女之賂。而金銀多之。眼炎
 國。以授御孫尊。云々とあり。

天皇聞神言有疑之情。便登高岳遙望之。大海曠遠而不見
 國。於是天皇對神曰。朕周望之。有海無國。豈於大虛有國
 乎。誰神徒誘朕。復我皇祖諸天皇等。盡祭神祇。豈有遺神
 耶。時神亦託皇后曰。如天津水影。押伏而我所見國。何謂
 無國。以誹謗我言。其汝王之。如此言而遂不信者。汝不得
 其國。唯今皇后始有胎。其子有獲焉。然天皇猶不信。以強
 擊熊襲。不得勝而還之。

登高岳遙望之。神の御言に。如美女之尿有向津國。と詔へるに就て。さる國ありやと。御自ら高岳に登りして。望み坐るなり。よしや國は見えずとも。神語を疑ひ坐へきにありしを。此疑ひ坐ける御情こそ。いと多く疑しく思奉らるれ。此事下に云。○豈於大虚有國乎。大海をはいかに望みても。國土は見えず。さらは其詔を所の國は。大虚に有とよや。いかてか大虚に國土あらん。さる道理さらにある事なしと。甚く神語を誹謗り給へる詔言なり。○誰神徒誇朕云々。神功紀一書に。時天皇對神曰。其神何設語耶。何處將有國。且朕所乘船。既奉於神。朕乘曷船。然未_レ知_レ誰神。願_レ知其名云々。記に。爾天皇答曰。登高岳見西方者。不見國土。唯有_レ大海。謂_レ爲_レ詐神。而_レ押_レ退_レ御琴。不_レ控_レ默坐云々。○神亦託皇后。此紀には。かく二度の神語ありて。いと詳なり。一書には。此二度の事と。一度。記には。後の御語を。後に皇后の御降の事とせり。此事は。次に。○如天津水影云

々。八雲御抄に。水影は物のうつりたる也とあるが如し。源氏にあられたるくつれより。池の水影見えて。月たにやとるをみかを云々。また柳の起ふしなひく水影あり。物の水影あるは。随かに其物のありて。移るか故なり。此御言も即それにて。新羅國ある事は。物の水に影を浸せるか如く。天上より押伏て。さたかに我か所見なりと詔を意なり。押伏は。見給ふ神の。大虚より海中を押伏玉ふなり。○皇后始之有胎云々。矢野玄道云。此御詔語は。必是歲の十二月のことなる証は。皇后始て懐胎ませり。とこと詔へるを。明年九月の御記に。適當皇后之閉胎。とあるに合考へて知らるめり。下に引く愚童訓に。天皇遣詔とて。御身は徒ならざるなり。三月とやらむと宣へる由。記せるも。明年二月に崩坐せるなれば。此亦徵とせしと云り。記には此御言は。此時にはなくて。爾其神大忿。詔。凡茲天下者。汝非應_レ知國。汝者向_レ一道云々とあり。さて後に皇后の再ひ請玉

夫時凡此國者。坐_二後命御殿之御子_一所知國者也。爾建内宿禰白。恐我
 大神。坐其神殿之御子。何子殿。答詔男子也。とあり。一書には此時を
 種々の御問答とありて。於是神謂天皇曰。汝王如是不信。必不得其
 國。唯今皇后懷妊之子。蓋有獲殿。とありて此度の御告とせり。○天皇猶
 不信。玄道云。敬_レ按_レあ_レ。太古の時須佐之男大神は。天_カ壁_カ立_カ陽_カと天翔_カ
 つて御覽して。韓國に降坐し。其御子ハ東水臣都奴命武神云。ハ東水臣都
 奴命は。素盞鳴尊の
 子とあるは更に據なし。新羅及北方の諸蕃邦の餘れる土地を。斷取
 承まして。出雲國に縫足し玉ひ。少彦名命は。常世國に渡玉ひ。人代と成
 りて。三毛入野命も。常世國に渡いまし。崇神天皇御世に。任那人參來て。
 新羅の事を奏し。新羅王の子天日槍。又志留加羅國の都怒我阿羅斯等も
 歸化。此天皇四年にも。秦氏が祖功滿王が投敵せる由。皇典に見えて。
 昭晰シヤウセツなるを天皇の神壽を疑ひませるは。御年者まゝて。古傳をば忘れ玉

へるにや。はた速征に倦まして。韓國まで渡り幸を。厭はしく思はしけ
 るにやあらむ。と云れたりさる説のやうなれども武鄉今又讀て按るに。
 御年者まして。古傳を忘れ玉ふにもあらま。また速征に倦坐るにもあら
 ま。天皇の異賊を討玉はむとおもほせるは。確かなる御素志に坐ること
 は。かの氣比宮社傳記の文にて明らか_ニに知奉られ。又神功紀なる。皇后の
 詔に。先王所望國人今來朝之。痛哉不_レ速_ニ于_レ天皇。とあるにても炳馬きを。
 かくまで異域の有無をさへに疑坐るは。天皇は熊襲の反を御心の極み甚
 く憤り坐て。まつ枝を討滅さそは止ましと思はし入坐るに。神教よはか
 へりて。熊襲を討たまひまも。新羅を先に討玉はむことを宣玉へるか。
 御心に逆坐るより。故につれなく知らぬかほ作り坐て。あるまじき御
 言なから。誹謗り玉へるなり。さるは此時熊襲を討玉ひとして。士卒をも
 集め玉へるよ。神の御言には。其國は如鹿角以無實國也とさへ宣へるを。

甚く憤坐るより。かくは朝り言とさへ詔へるなり。はた此時顯れ玉へ
る神は。掛巻も最も可畏き天照大神の大御心ならんとは。御心の底ひか
けても思ほしよらて。未知誰神など。たゞ大凡の神教と思ほしめして
の御心にもありしなるへし。強擊熊襲の強字にも心をつけて。燕思達
奉るへき事なりかし。○強擊熊襲云々。天書には。此を明年正月の事とせ
り。此事次に
いふへし。

九年。春二月癸卯朔丁未。天皇忽有痛身而明日崩。時年五

十二。即知不用神言而早崩。一云。天
皇親伐熊襲中賊矢而崩也。

丁未は。五日也。○天皇忽有痛身。記傳云。痛身を本よ。ナヤマタマフコト
アリと訓れとも。たゞ御病ならんよりは。痛身とは書まじきによ。若しくは
大御体の痛坐しにやあらむと云り。今思ふに賊矢に中りて。痛み坐るな

るへし。但し歌行紀日本武尊始日痛身云云
も此の事ありは強ては定かたし。 ○明日崩。永享本明日二字な
し。さて此崩の事。記には上の神語の下よ。於是建内宿禰大臣白。恐我天
皇。猶阿蘇婆勢其大御琴。爾稍取依其御琴。而那麻那摩邇控坐。故未幾久
而。不聞御琴之音。即舉火見者。既崩。また一書にも同じ時の事として。
是夜天皇忽病發以崩。とあり。何れも異なる傳なり。此紀の方を正しとせ
へし。文道の説あり
り次に云り。 天書曰。九年春正月。帝集眾臣。討熊襲議。武内宿禰諫
曰。熊襲勢強大。兵卒如雲聚。未可輕舉兵討之。然帝不聞進戰。皇師失
利。春二月癸卯朔丁未。帝熊襲所射中。毒矢崩矣。文道云。記に上に引る次
の文に。其神大く怒り坐
り。上件の如く。前級二度の神憑語。また崩まし。時の事をも記には混一に
傳たるよ。實は此方より。神命を精坐せら。此時の如し。と妻されしを按。
三度有しなるへし。備武内宿禰命の諫語に。賊兵雲の如し。と妻されしを按。
ひ。攝津風土記に。仲哀天皇將攻三韓。到筑紫。崩。大平記。福嶋。前級に引る物と
三韓を攻玉ひり。仲哀天皇將攻三韓。到筑紫。崩。大平記。福嶋。前級に引る物と
縁を併文へは。熊襲兵に異賊の難孫より。應輪といふ。明約鬼神の如く。石清水
縁起。惡童訓など。天皇御時。異國より。應輪といふ。明約鬼神の如く。石清水

なく頭八も者。黒雲に乗りて。虚空を飛ひ。日本に付き。人民を取殺すこと。誦
 なく云々。いかにたりけり。神門流矢に中ちせ玉ひて。玉砕懸あり。また崩
 れども。此の卒まれ玉ふは皇子なるへし。皆へて異國を討隨へ。皇子を位替に
 入つ。異國の事。神心安ん思。養すへ。とはかりにて。即沈み玉ふとあり。信が
 常新羅。賊の矢に中りて。隠れさせ玉ひけるを。神后深く歎せ玉ひ。且遣船に
 依り。其仇を報むと誓り坐て。速に戦伐を。○時年五十二。本に小字とせる
 事。集解に時以下五字原為注。據古本二改。とて大字にせられたるはさる
 事。今それより従ふ。さて此御年數は。記にも伍拾貳歳とあり。さて同書
 壬戌年六月十一日崩也。と云十字の細書あり。壬戌年は。此記にては成
 務天皇の五十二年なれば。十八年差へり。又成務天皇段の細書に。乙卯年
 七年とあり。壬戌年は。又月日も此記と合ひ。古の一の傳なるへし。さて此
 天皇。御年は一百十歳。或は百歳とも。八十二歳また七十二歳とも。五十
 二歳とも傳へたり。五十二歳とは。記本注の説なるか。山崎素か説に。五

十九の歳とせり。さて景行天皇三十九年の御年五歳にて。朕が弱冠よ
 建さる。父王崩りませりと。みづから詔まへるにも符へり。されり成務
 天皇四十八年に七十歳にて。太子と爲玉ひ。八十歳にて御代知しめし。九
 十二歳にまで崩り坐りとせんか。されとなほよく考ふるに記に伍とあ
 るをも。共誤寫とも云かたければ。なほ本のままにてあらむ外なし。か
 にかくに此天皇の御年數の事。古傳のまゝにてあるへくこそ。○即知
 以下九字。集解に私記挿入として削去り。此はさも有へし。○一云天皇
 云々の事。石清水縁起。また八幡愚童訓などにも見えて。既に引るか如
 し。

於是皇后及大臣武内宿禰。匿天皇之喪。不令知天下。則皇
 后詔大臣及中臣。烏賊津連。大三輪。大友主君。物部。膳咋連。

大伴武以連曰。今天下未知天皇之崩。若百姓知之。有懈怠
卒。則命四大夫領百寮。令守宮中。竊收天皇之屍付武内宿
禰。以從海路遷穴門。而殯于豐浦宮。為无火殯斂。无火殯斂此謂
喪那之阿祇利
甲子。大臣武内宿禰。自穴門還之。復奏於皇后。是年由新
羅。以不得葬天皇也。

中臣烏賊津連此人神功紀に。烏賊津使主とあり。續紀に伊賀都臣。姓
氏錄に雷大臣など。種々に書たれど。何れも唱は同じ。借友か。イカツノと
をアなりと云ふは非なり。此氏のアは。烏賊津連なり。さてこの記に。天
烏賊津とのみあれば。使主を以附ても。烏賊津と唱へる名なり。續紀。天
應元年七月癸酉。右京人正六位上。乘原勝子公言。子公等之先祖伊賀都臣。
是中臣速祖天。御中主命二十世之孫。意美佐夜麻之子也。伊賀都臣。神功

皇后御世。使百濟使娶。故上女生一男。名曰日本大臣。大臣速尊本系歸
聖朝云々。姓氏錄未定雜姓右京に。中臣乘原連。天兒屋根命十一世孫。
雷大臣之後也。とある是也。さて此世數は。左京に中臣志斐連。天兒屋根命
十一世孫。雷大臣命。男弟子之後。右京に。中臣壹岐直。天兒屋根命九世孫云々。又
新津國カマヤノミ神奴連天兒屋命十世孫。など區々にして同じからず。河内國に中臣連。
津連魂命十四世孫雷大臣命之後。などあり。但此ほか雷大臣の後は。姓氏
錄にいと多し。又常陸の中臣部占部も。此人の兄弟の中より出たるを。後
に中臣鹿島連と。改賜へりし事なとあり。さて右の子公か奏言に。對馬
卜部の傳ともを併せ考へて。信友か正卜考に云れけるは。此人始め仲哀
天皇筑紫へ熊襲征伐に幸行しける時より。皇軍に仕奉り。其處より皇后
の新羅征伐に仕奉り。三韓降服奉りて。凱旋したまへる時。百濟に遣され
て。其國を治め。此間に其國の女に嫁對馬に還留りて。下縣縣の西面。依

須の阿連村に住む。神國の事を承け、十へは子を生じ、下事を傳置る。か。その子孫下郡となりて。其阿連村に住て。昔は十家ありしと云傳ふ。さて。雷命神社は。豆飯郷豆飯村に在ると祖神として。下事の時も。もはら此神を祭れり。と云へる是なり。但此の雷命野馬に下郡の傳を遣りたるものよまて。記しおはたさるは。口傳の是を。と云へり。○大三輪大友主君。あり。下郡傳と云もの。事も。正下者に委云れたり。○大三輪大友主君。この人の事は。已に垂仁紀三年に出てと云り。此項は。凡二百五六。而用者なと云るは。上世の事を知らぬ説にて。と云ふ足らず。○物部膳。昨連。天孫本紀に。饒速日尊七世孫。十市根命の子物部膳昨宿禰とあり。同書に。此宿禰志賀。高穴穗宮御宇天皇御世元為大臣。次為宿禰。奉齊神宮。其宿禰之官始起。此時矣。市師宿禰。祖穴太足尼。女。比咩古命。為妻。生三女。又阿彥建部。君祖。太玉。女鴨姫。為妾。生一兒。三川。總國造美已止。

直。妹伊佐姫。為妾。生一兒。宇太。笠間。連。祖大勢命。女。止已呂姫。為妾。生一兒。とありて。膳昨宿禰之子。五十琴。宿禰。連。公。妹五十琴姫。命。第五十琴彦。連。公。などあり。此膳昨連の事は。神代記水。○大伴武以連。三代實錄に。貞觀三年書博士正六位下佐伯直豐雄歎。曰。先祖大伴健日。連。公。景行天皇。御世。隨倭武。命。平定東國。功勳蓋世。賜讚岐國。以為私宅。健日。連。公。之子。健持。大連。公。子。室屋大連。公。之第一男。御物。宿禰之胤云々。公卿補任に。仲哀天皇。御世。大連大伴健持。註曰。元年正月天皇即位。冬十月詔。大伴健持。始為大連。大連之號始於此。大連。天忍日。命。之後。道臣命八世之孫也。祖父豐日命。父健日命。とあり。延喜式曆運記にも。仲哀天皇。此説に從へり。此補任延喜式の説疑はし。もし此御世の元年に。大連と為されたらんには。此にかくあるへきよしなきを。此はなほかの垂仁紀二十五年に。十市根大連と書れたる類にも。ありけん。詳ならむ。○有解

息乎。諸本乎上に者字あり。然るへし。○遷穴門。永享本遷と遷に作る。穴上於字あり。○殯の事は。神代紀に云り。記には。天皇崩後に。爾。驚懼。而坐殯宮。とあれど。穴門に遷りましと事。記されそ。○无火殯殿は。通証に。謂殯殿不置燈燵。令人不知也。と云り。矢野玄道云この殯宮は。豊浦社説に。豊浦宮の辰巳に。小山あり。天皇の御陵所とて。今もある是御殯宮の所なり。また宮より北五六里。豊浦山といふ山の峯に。天皇の御太刀を納めたりといふ靈窟あり。と云り。○此云褒那之阿餓利。本に云を謂に作る。今集解本に从ふ。永享本に曰とあり。○甲子は。廿二日也。○新羅後は。此年の十月にあり。次の紀に出。

日本書紀卷第八終

終字一活字本よし

日本書紀通釋 三十一正誤 〇八正誤

〇卷三十一	千三百四丁	十一	自一	有一
九百十八丁	千四十七	三	注	あふ此次より其地
九百四十六	千五十二	十二	注	差少幸行「大守
九百五十九	千七十五	七	注	威徳
九百六十	千八十六	九	注	天宮
九百六十五	千八十八	九	注	波彌
九百八十七	千九十五	三	注	貞視
九百九十九	千百四	七	注	田部
〇卷三十二	千百十	四	注	奉任
千十一丁	千百十五	四	注	陵基
千二十八丁	千百十九	九	注	あふ
	千百二十七	十一	注	北海
				北陸

日本書紀通釋三十三正誤

千百三十七丁

六行

(注)一村

千百三十八

二

君字

全

三

(注)はて

千百四十

六

(注)遊の

千百四十五

十一

詳詞

千百五十

十

とそ

千百五十二

四

北島

千百六十一

四

御答

千百七十五

六

見を

千百八十三

七

幣ノ割

千百八十六

四

視白

千百八十九

十一

向仗

千百

四

(注)仲衰

衰。伏。良。ア。マ。ナ。ヒ。え。管。此。と。尊。茨。ち。字。柱。

中
 一
 二
 三
 四
 五
 六
 七
 八
 九
 十
 十一
 十二
 十三
 十四
 十五
 十六
 十七
 十八
 十九
 二十
 二十一
 二十二
 二十三
 二十四
 二十五
 二十六
 二十七
 二十八
 二十九
 三十
 三十一
 三十二
 三十三
 三十四
 三十五
 三十六
 三十七
 三十八
 三十九
 四十
 四十一
 四十二
 四十三
 四十四
 四十五
 四十六
 四十七
 四十八
 四十九
 五十
 五十一
 五十二
 五十三
 五十四
 五十五
 五十六
 五十七
 五十八
 五十九
 六十
 六十一
 六十二
 六十三
 六十四
 六十五
 六十六
 六十七
 六十八
 六十九
 七十
 七十一
 七十二
 七十三
 七十四
 七十五
 七十六
 七十七
 七十八
 七十九
 八十
 八十一
 八十二
 八十三
 八十四
 八十五
 八十六
 八十七
 八十八
 八十九
 九十
 九十一
 九十二
 九十三
 九十四
 九十五
 九十六
 九十七
 九十八
 九十九
 一百

明治卅一年二月三十日印刷
 明治卅一年六月三日發行

定價金參拾錢

著述者
發行所

長野縣士族

飯田武鄉

東京市牛込區東根町
十九番地寄留

印刷者
中村經次

東京市麹町區飯田町
二丁目五十番地

印刷所
同益社

東京市麹町區飯田町
二丁目五十番地

17
10

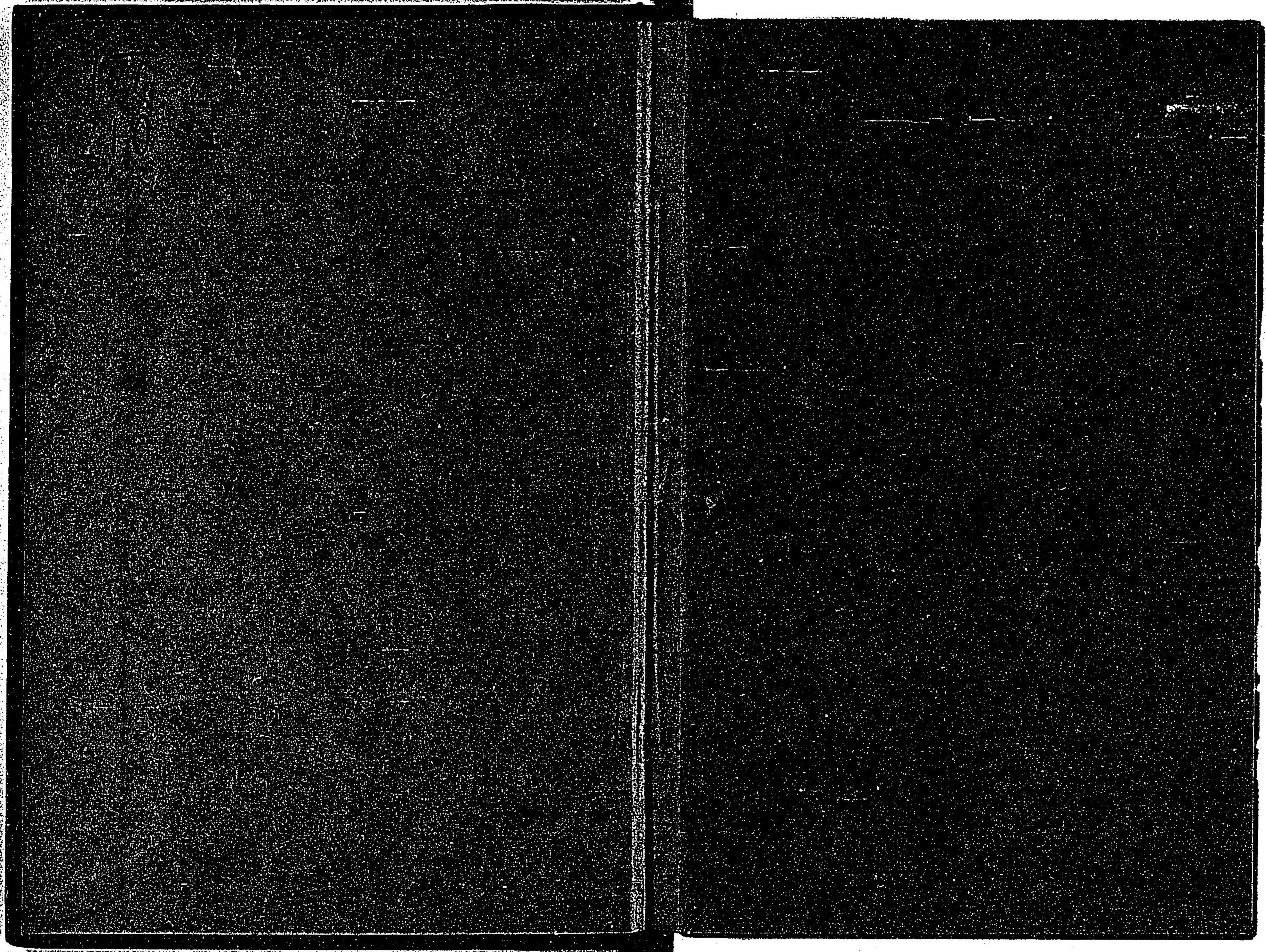
[Faint, illegible text]

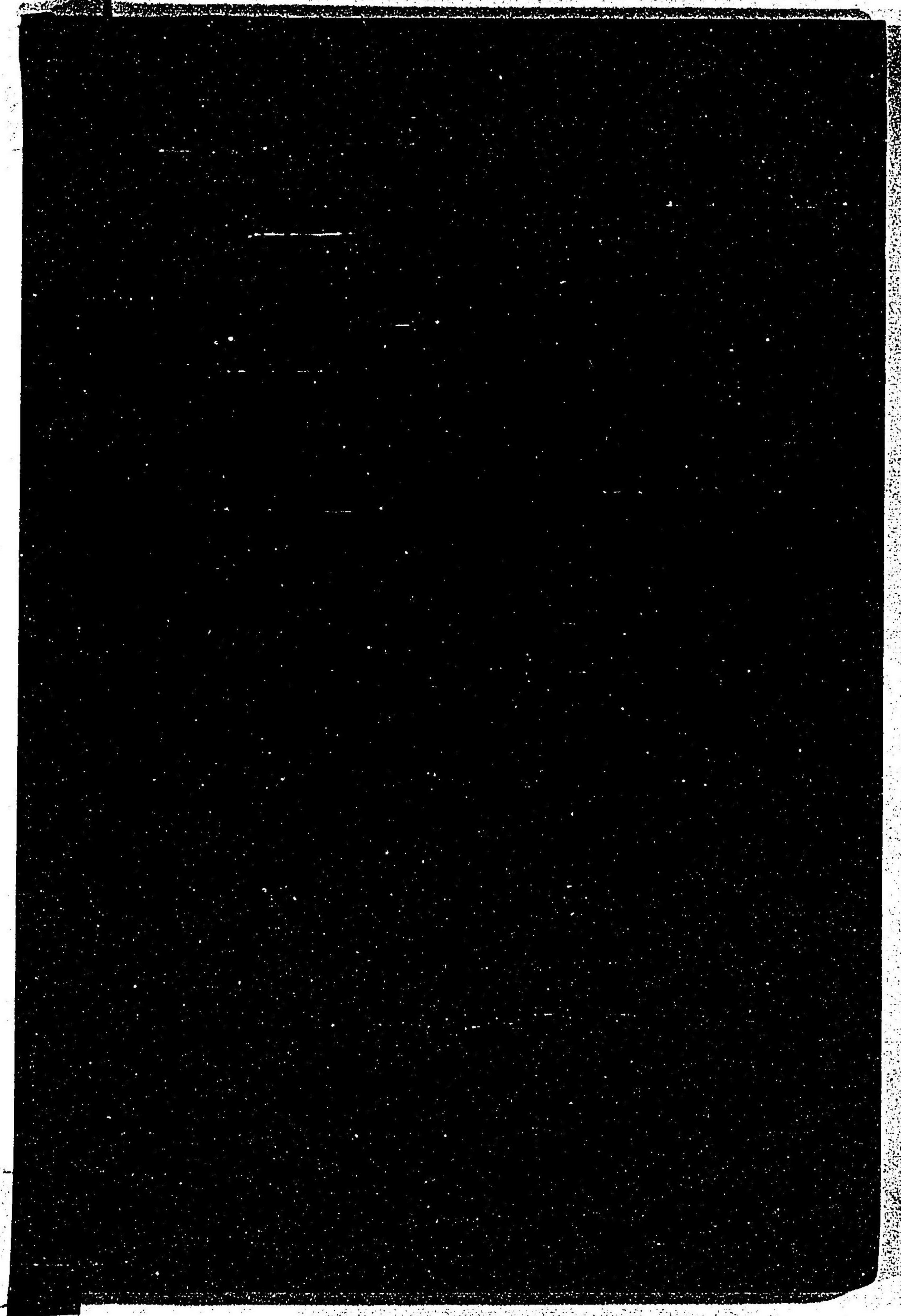
[Faint, illegible text]

[Extremely faint and illegible text, possibly bleed-through from the reverse side]

2

40





(M)

